会　　報

第　３３　号

おだわら駅伝競走大会

令和８年度

公益財団法人　小田原市体育協会

スポーツマン信条

スポーツは人造りだ
日本マラソンの父金栗さんは「体力、気力、努力」と言われた。

スポーツにはルールがある
ルールを守って正々堂々とプレーをしよう。

スポーツには勝敗がある
勝つも負けるもフェアでありたい。

スポーツマンは明朗である
スポーツを通じて友愛の心を育てよう。

スポーツマンはマナーを重んじる
マナーを身につけてこそ真のスポーツマンである。

スポーツマンは社会を明るくする
愛校・愛郷・愛国の心を培って社会に貢献しよう。

スポーツマンは友を呼ぶ
五大陸のスポーツマンが一つの環になるように努めたい。

原 元助

このスポーツマン信条は、昭和６０年に体育協会事務所が、城山陸上競技場内に設置されたことを契機に、小田原市元助役で、小田原市体育協会顧問でありました原元助氏が、お祝いとして書き記されたものです。

あいさつ

小田原市体育協会は1946年に小田原市体育連盟として発足してから今年で80周年を迎えます。歴代の会長、役員の皆様を始めスポーツ・体育を愛する人達により発展をしてきた体育協会ですが、80年を期に今まで以上に発展を目指し努力をしていくべく様々な計画を考えていきたいと思います。支えてくださった方々には心から感謝申し上げます。

今私たちの社会・生活は大きな変革を余儀なくされています。これからの社会がどのようなものになるのか予見はできませんが、自然環境の変化、人と人との関係の困難さ、国内の政治・経済情勢、世界各地の情勢等を見ると今までと違った新たな視点で活動していくことが必要になると思います。

私たちの活動はどのような社会、どのような生活になるのかしっかりとした絵は描けないことも多いですが、まちづくり、経済の活性化、健康、福祉等にスポーツの持っている価値を生かすことが大きな役割を占めるのではないかと思います。我々体育協会は今までインナー政策には実績を上げてきましたが、これからはアウター政策にも力を入れ活動をしていきたいと思います。

これから取り組まなければならないと考えられます主なものを次にあげます。

1　スポーツの持つ楽しさ、価値を多くの市民の皆さまに知ってもらいスポーツをすることの面白さ、汗を流すことの心地よさを味わってもらうために、各種の大会や教室を見直し、より充実させていきます。市民の皆さまのスポーツニーズは男女間や各世代により様々ですが、スポーツを楽しむ人をより一層多くしていくことが大切です。

2　スポーツを行うにはスポーツ環境の充実が大切です。新しい施設の設置、既存の施設の改善を含めた施設の充実、皆が活用できる運営の仕方、指導者の育成が大きな課題となります。これらのことは体育協会だけではできません。行政や他団体との連携、協力が大切です。指導者の育成に関しては国や県との協力や大学との連携のもとに講習会や講演会の充実を図ります。

3　市民のスポーツへの取組を広げるだけでなく、高い能力や技能を持った人たちへの支援を考える必要があります。競技団体と協力し、選手を発掘し、育て、支援するようにします。

4　体育協会は「万人のスポーツ」を表明していますが、様々な障害を持った方々に対するスポーツのニーズを的確に捉え、スポーツをする機会を多くしていくように他団体や行政と手を携えていきます。

5　社会が複雑化し、人々の価値観が多様化している今日、体育協会だけで行う事業には限界があります。スポーツイベントも多くの方々に参加してもらい、楽しみ、喜んでもらう魅力あるものにするためには、他団体・企業と一体となって取り組む必要があります。そのための工夫をしていきます。

6　他市町村においてもスポーツを通したまちの活性化に取り組んでいるところが増えつつあります。小田原においてもスポーツの持っている魅力を多くの人が享受し、人生を楽しく豊かにするために商工会議所、観光協会、行政と私たち体育協会が協力し、地域スポーツコミッションの必要性を多くの市民に知ってもらい、立ち上げを目指すことにより、一層のスポーツと小田原の街

の活性化を図ります。

7　社会が大きく動く様子が様々見られる中で、中学校の部活動の地域移行があります。スポーツ系の部活動を行っている中学生にとっては大変なことだと思います。スポーツの将来を考えるうえからも市全体で考えることだと思います。体育協会も協力をしサポートしたいと思います。

8　これからは身近なところでスポーツを楽しみ、交流を深めていくことが生活を充実していく上で、欠かせない社会になっていくと思います。地域の中で気軽にスポーツが出来る場所と仲間が集うクラブが必要となるのではないでしょうか。地域のスポーツクラブの創設はどうあるべきか考えたいと思います。

9　学校におけるいじめ、企業、団体におけるパワハラ、社会の中で起こる大きな問題だと捉えています。体育協会としてスポーツの中でそれらとどう係るかは大きな問題だと捉えています。スポーツコーチやスポーツをやっている子どもの親が怒らない指導法を身につけたり、試合の始め・終わりに相手を尊重する態度を子どもの頃から身につけたりすることは大切だと思います。そこで体育協会としては日本スポーツ協会が提唱する「No！スポハラ（スポーツハラスメント）」活動に協力し、よりよい社会の実現につなげたいと思います。

10　私たちの事業や考え、また郷土の選手の活躍、地域の取組等を多くの方々に知ってもらい、理解してもらうためには広報の充実をより一層図らなければならないと考えます。「スポーツおだわら」や「ホームページ」を一層充実し、新しい広報媒体の技術も取り入れ、皆さんの知りたいことや意見等を盛り込んだより魅力ある広報にしていきます。

11　体育協会を充実、発展し皆さまのお役に立てるようにしていくためには財政面での工夫が求められます。より一層の努力をしていくつもりです。

体育協会としての主な取組を述べさせてもらいましたが、一層の努力をし、コミュニケーションを深め、内容を充実させ、皆さまの体育協会としていきたいと思います。ご指導、ご鞭撻をお願いいたします。

最後になりますが、体育協会の活動に賛同いただきました賛助会員の皆さまには、ご芳名を掲載させていただき、感謝の意を表させていただきますとともに、今後のご協力のほどをお願い申し上げます。

令和８年７月吉日

公益財団法人小田原市体育協会
会　長　　江　島　　紘

目　　次

◇ 小田原市体育協会の歩み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
◇ 公益財団法人小田原市体育協会組織図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
◇ 公益財団法人小田原市体育協会の概況
・ 令和７年度公益財団法人小田原市体育協会事業報告書 ・・・・・・・・・ 5
・ 令和７年度公益財団法人小田原市体育協会正味財産増減計算書 ・・・・ 17
・ 令和７年度公益財団法人小田原市体育協会貸借対照表 ・・・・・・・・・ 19
・ 令和７年度小田原市スポーツ少年団事業報告書 ・・・・・・・・・・・・ 20
・ 令和８年度公益財団法人小田原市体育協会事業計画書 ・・・・・・・・・ 21
・ 令和８年度公益財団法人小田原市体育協会正味財産増減予算書内訳表・・ 24

◇ 資料
・ 令和８年度公益財団法人小田原市体育協会関係名簿 ・・・・・・・・・・ 26
・ 令和７年度賛助会員ご芳名名簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
・ 令和８年度おだわらスポーツ・レクリエーションカレンダー ・・・・・ 31
・ 小田原市にある主なスポーツ施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

◇ 規程集
・ 公益財団法人小田原市体育協会定款 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
・ 公益財団法人小田原市体育協会委員会規程 ・・・・・・・・・・・・・・・ 48
・ 公益財団法人小田原市体育協会加盟団体規程 ・・・・・・・・・・・・・ 52
・ 公益財団法人小田原市体育協会賛助会員規程 ・・・・・・・・・・・・・ 54
・ 公益財団法人小田原市体育協会表彰に関する要綱 ・・・・・・・・・・・ 56
・ 公益財団法人小田原市体育協会表彰基準及び推薦等に関する要領 ・・・ 59
・ 小田原市スポーツ少年団規程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64

小田原市体育協会の歩み

1946年（昭和21年）　7月　小田原体育連盟の発足
小田原市内の競技5協会をもって発足される

1948年（昭和23年）　8月　小田原体育連盟規約制定
小田原市及び近郷における下の協会並びに同加盟22の体育団体をもって構成される

1982年（昭和57年）　4月　小田原市体育協会として発展
小田原市内のスポーツ、地域、レクリエーション関係の56団体とスポーツ少年団が大同団結し、体育協会として結成される

1993年（平成　5年）　4月　財団法人小田原市体育協会として新たに発足
小田原市内の競技団体19、地域団体25、レクリエーション団体8をもって構成され、その他31スポーツ少年団の指導、育成をはかる

2013年（平成25年）　4月　公益財団法人小田原市体育協会へ移行
公益法人制度改革関連3法の施行に伴い、公益財団法人へ移行

【公益財団法人 小田原市体育協会組織図】

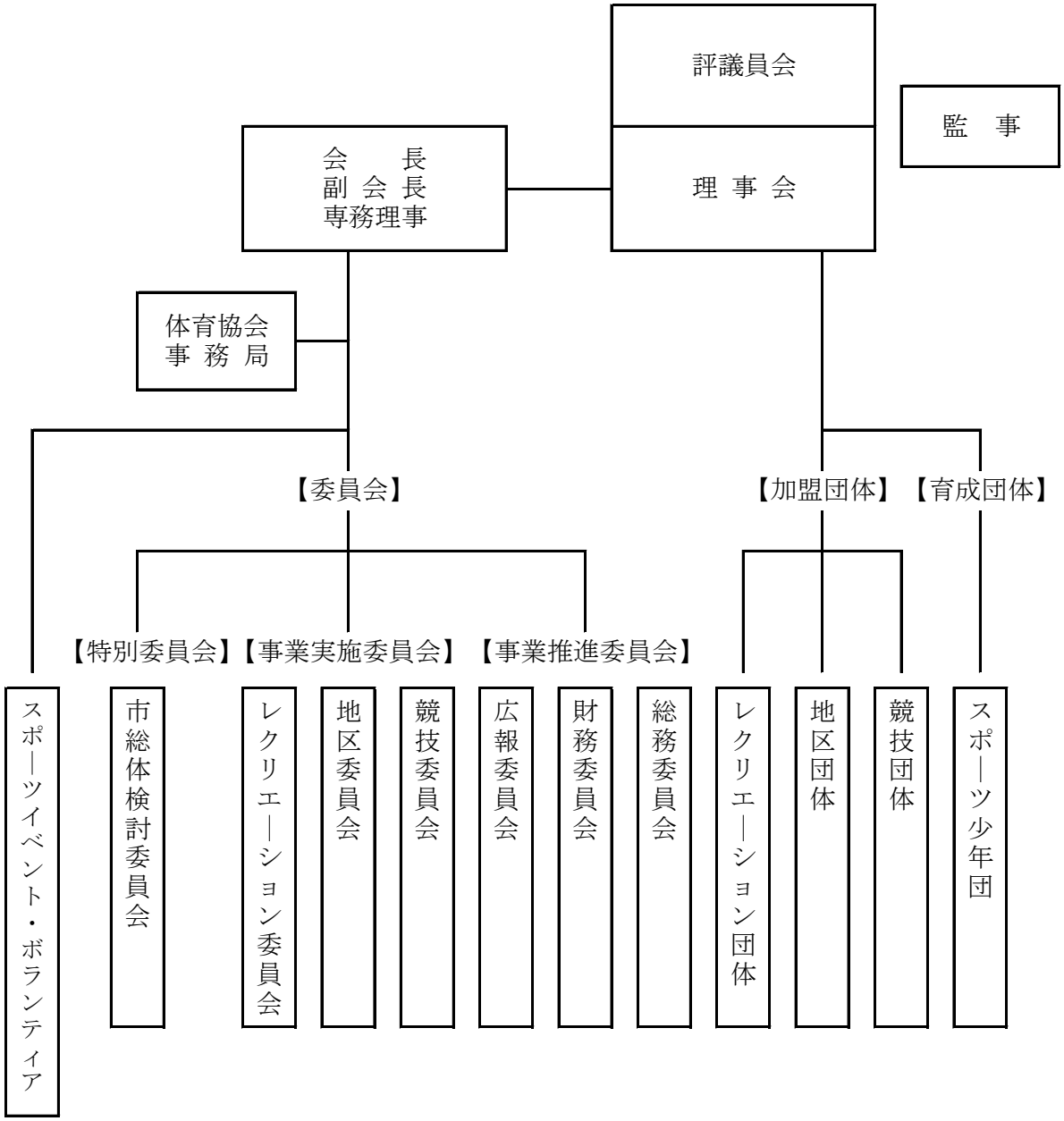

公益財団法人小田原市体育協会の概況

・令和7年度公益財団法人小田原市体育協会事業報告書
・令和7年度公益財団法人小田原市体育協会正味財産増減計算書
・令和7年度公益財団法人小田原市体育協会貸借対照表
・令和7年度小田原市スポーツ少年団事業報告書
・令和8年度公益財団法人小田原市体育協会事業計画書
・令和8年度公益財団法人小田原市体育協会正味財産増減予算書内訳表

令和７年度公益財団法人小田原市体育協会事業報告書

総　括

令和７年度、本協会は、スポーツは世界共通の人類の文化であるとのスポーツ基本法の精神に則り、スポーツ振興及び広報の拡充並びに財政基盤の確立を３本の柱として、公益法人としての健全な運営を行いながら、スポーツを通じて地域コミュニティーの充実した元気で明るいまちづくりに寄与することを目的とした幅広い事業を展開し、運営を行った。

１　地域市民スポーツの振興

スポーツを「する」「みる」「ささえる」の３点から地域市民スポーツの振興を図った。

（１）スポーツを「する」ために

スポーツを体験する機会を提供するために市民等を対象としたスポーツ教室やスポーツ大会等を実施した。

ア　スポーツ教室の開催（8 教室・12 コース開催　1 教室中止　延べ参加人数合計　3,744 人）

教室名及びコース名			期日・回数	対　　象	参加者(定員)	会　場
1	小学生陸上競技教室		4～ 2 月・12 回	県西地域・小学 3～6 年生	96 人(100 人)	城山陸上競技場
2	ランニング教室		5 月・1 回	県西地域・小学 3～6 年生	0 人(20 人) 申込者数 20 人 ※雨天、雷注意報により中止	小田原アリーナ
3	ミニバス教室	春	5～ 6 月・8 回	県西地域・小学 4～6 年生	65 人(75 人)	小田原アリーナ
		秋	9～10 月・8 回	県西地域・小学 4～6 年生	66 人(75 人)	
4	シェイプアップトレーニング教室	春	5～ 6 月・8 回	県西地域・18 歳以上の女性	40 人(50 人)	小田原アリーナ
		秋	9～10 月・8 回	県西地域・18 歳以上の女性	33 人(50 人)	
5	弓道教室		5～ 6 月・7 回	県西地域・18 歳以上	19 人(20 人)	城内弓道場
6	テニス教室	ジュニア	7～ 8 月・7 回	県西地域・小学 4～中学 3 年生	26 人(30 人)	小田原ﾃﾆｽｶﾞｰﾃﾞﾝ
		レディース	7～ 8 月・7 回	県西地域・16 歳以上の女性	20 人(25 人)	
7	ドッジボール教室	前期	7 月・3 回	県西地域・小学 1～6 年生	67 人(60 人)	小田原アリーナ
		後期	8 月・3 回	県西地域・小学 1～6 年生	58 人(60 人)	
8	そとあそび教室		9 月・5 回	県西地域・在住、在園の 4 歳以上の未就学児	8 人(10 人)	城山陸上競技場
9	卓球教室		10～11 月・5 回	県西地域・小学生以上	24 人(40 人)	小田原アリーナ

注）県西地域：2 市 8 町をいう。

イ　各種競技会等の開催（開催 10 事業　1 事業中止　延べ参加人数合計　13,908 人）

事　　業　　名		期　日	対　　象	参加者	会　場
1	第 17 回おだわらキッズマラソン大会	R7. 6.15	①小学生の部 小学 1～6 年生 ②親子の部 3 歳以上の未就学児とその親 ③来場者（イベント）	①　1,201 人 ②327 組 654 人 ③延べ 5,000 人 ＊（①・②含む）	小田原アリーナ～周辺コース

2	第77回小田原市民総合体育大会 ○内容　①地区対抗　14競技15種目 ②オープン　3競技3種目 ○総合成績　優勝/下府中　4位/上府中 準優勝/国府津　5位/酒匂 3位/豊川　6位/桜井	R7.7/11 12、13、19、 20、27 計6日間	中学生以上の市民	25地区団体 延べ2,036人	市内各運動施設
3	第18回小田原市ドッジボール大会	R7. 8. 1	県西地域・小学生 ①低学年(小学1～3年) ②高学年(小学4～6年)	②　12チーム120人 ②　19チーム190人	小田原アリーナ
4	お出かけスポーツ	R7. 8. 2	小学生以上の方 ・富士川ラフティング	40人(40人)	静岡県 富士宮市
5	スポーツキャンプ in 日体大	R7. 8.20、 21	小学5、6年生 の市民	26人(24人)	日本体育大学 世田谷キャンパス
6	第16回おだわらスポーツ＆ レクリエーションフェスティバル ・スポーツ絵画展 [共同開催] おだわら・あしがらグルメマルシェ	R7. 9.21 R7. 9.21 ～28 計8日間	①3歳未満対象 ・赤ちゃんダービー ②一般対象 ・ニュースポーツ体験 ・抽選会　ほか	①301人 ②約2,900人 ＊（①含む） 来場者数　1,500人	小田原アリーナ
7	未来のアスリートアカデミー ＆おだわら・あしがらグルメマルシェ オリンピック選手達が教える 「走り方教室」 講師：市川　華菜さん （おだわら・あしがらグルメマルシェ・雨天）	R7.11. 9	①第1部 小学生1～3年生 ②第2部 小学生4～6年生	①第1部 81人(100人) ②第2部 14人(100人) 来場者数　900人 教室参加者95人	小田原アリーナ
8	第19回おだわら駅伝競走大会 ○区間・距離　7区間　29.0㎞ ○成績・優勝 ①地区対抗の部 国府津(5大会連続5回目) ②一般対抗の部 立花学園高等学校(初優勝)	R8. 1.18	①　地区対抗の部 ・中学生以上の市民 ②一般対抗の部 ・事業所 ・クラブ ・高　校	①17チーム202人 ②17チーム174人	小田原アリーナ ～市内コース

9	第80回市町村対抗「かながわ駅伝」競走大会 〇区間・距離　7区間　42.236㎞	R8. 2. 8	中学生以上の市代表選手	※積雪と路面凍結により中止	山北町 丹沢湖周回コース
10	箱根5区駅伝コース ウォーキングチャレンジ	R8. 2.14	中学生以上	38人(30人)	小田原中継所～箱根駅伝芦ノ湖ゴール地点　20.8㎞
11	第39回小田原尊徳マラソン大会	R8. 3. 8	高校生以上 10㎞の部 ハーフの部	2,282人申込み 10㎞　1,091人 ハーフ　1,191人	小田原アリーナ～市内コース

（２）スポーツを「みる」ために

市民にスポーツ観戦を楽しむ機会を提供するため、市内で開催する大規模大会の誘致に対し助成を行うとともに、全国大会等ＳＮＳによる広報を行い、みるスポーツの情報提供を行った。

ア　全国大会誘致支援事業

プロリーグや全国大会等を誘致した団体へ合宿等誘致活動促進助成金を助成した。

団　体　名	対象大会	開催日
小田原市ラグビーフットボール協会	関東大学ラグビー　リーグ戦１部	R7.9/27.9/28.11/15.11/16
小田原バスケットボール協会	大樹生命 Wリーグ 2025-26 小田原大会	R7.10/18～19
小田原バレーボール協会	2025-26 V.LEAGUE MEN	R8.2.28～3.1

イ　広報事業

市内で行われるスポーツ興行及び全国大会等大規模な大会の情報発信を行った。

（３）スポーツを「ささえる」ために

市民スポーツの振興をささえるため、加盟団体及び小田原市スポーツ少年団等の運営及び活動の支援・助成や各種スポーツ大会に対して助成をするとともに、スポーツ振興に貢献された方々等の表彰を行った。

ア　スポーツ団体に対する支援事業

スポーツ振興を図るため、21の競技団体、26の地区団体、5のレクリエーション団体に対し、競技力向上費、技術向上費、地区体育振興費及び組織活動促進費等の支援を行った。

イ　スポーツ大会に対する助成事業

大　会　名	期　日	会場及び参加人数等
小田原少年柔道大会	R7. 9.23	小田原スポーツ会館柔道場　200人参加
第１回川東地区ボウリング大会	R7.11. 3	コロナキャットボウル小田原店 10地区17チーム60人参加
第61回川東地区駅伝競走大会	R8. 1. 4	曽我みのり館周辺道路　9地区18チーム92人参加

ウ　スポーツ少年団に対する助成及び育成事業

小田原市スポーツ少年団本部及び市内の各スポーツ少年団の健全育成のための事業活動を行うために助成及び指導育成を行うとともに本部事務支援を行った。

エ　指導者養成講習会の実施／オ　スポーツ医科学講習会の実施

期　　日	内　　容	会　　場
R8. 2. 7	加盟団体役員・スポーツ少年団指導者・保護者を対象として講習を行った。 ○内　容　「普通救命講習」 心肺蘇生の手順,AED 使用方法、効果確認 ○講　師　小田原市消防職員 ○参加者　11 人	小田原アリーナ 大会議室

カ　体育功労者等に対する表彰事業

スポーツ振興に貢献した個人及び団体、著名な大会等で優秀な成績を収めた選手及びチームに対し、表彰を行った。

○期　　日　令和８年１月９日（金）

○会　　場　報徳二宮神社　報徳会館・天翔

○表彰の種類　①感謝状　②功労者表彰　③特別功労者表彰　④優秀選手(優秀団体)表彰

○受　賞　者　21 人・5 チーム

【感謝状】

No	推　薦　団　体	氏　　名
1	小田原バドミントン協会	山本　洋彦
2	桜井体育振興会	田口　和夫

【功労者表彰】

No	推　薦　団　体	氏　　名
1	小田原市陸上競技協会	中里　　智
2	小田原ソフトボール協会	本多　　孝
3	小田原テニス協会	浅野　　薫
4	豊川体育協会	黒丸　桂子
5	曽我体育振興会	市川　　正
6	小田原市スポーツ少年団	奥川　誠二
7	小田原スキー協会	國島みどり

【特別功労者表彰】

No	推　薦　団　体	氏　　名
1	小田原地区空手道連盟	故　山田　繁樹

【優秀選手(優秀団体)表彰】

No	氏　　名	大　会　名	種　目・成　績	
1	栗田　義照	第 41 回全日本シニアバドミントン選手権大会	50歳以上混合ダブルス	優勝
2	山本　洋彦	第 41 回全日本シニアバドミントン選手権大会	80歳以上男子ダブルス	第３位
3	神保　辰男	第 67 回茨城マスターズ陸上競技記録会	投てき五種M60	日本新記録
4	神奈川 オーシャンドッグス	第 25 回全日本中学生男子ソフトボール大会		優勝

5	花王 コスメ 小田原 フェニックス	第 65 回全日本実業団女子ソフトボール選手権大会		準優勝
6	亀山　宏紳	第 48 回全国 JOC ジュニアオリンピック夏季水泳競技大会	男子 200m 個人メドレー 13～14 歳	第３位
7	髙橋　幸士郎	第 46 回全国少年少女躰道優勝大会	男子個人法形競技（小学校低学年の部）	第３位
8	古屋　愛月	第４回全日本少年少女空手道選抜大会	６年生女子組手	第５位
9	古屋　愛杏	第 25 回全日本少年少女空手道選手権大会	２年生女子組手	優勝
10	バトエルデン バトボルド 旭丘高等学校所属	第 79 回国民スポーツ大会	相撲競技　少年男子団体戦	第４位
11	根上　航平 旭丘高等学校所属	第 79 回国民スポーツ大会	相撲競技　少年男子団体戦	第４位
12	野地　陽良 旭丘高等学校所属	令和６年度全国高等学校相撲選抜大会	体重別個人80kg級	第５位
13	学校法人新名学園 旭丘高等学校 相撲部	全国高等学校総合体育大会相撲競技大会兼第103回全国高等学校相撲選手権大会	団体戦	第５位
14	学校法人明徳学園 相洋高等学校 陸上競技部 男子 4×400m リレーチーム	令和７年度全国高等学校総合体育大会陸上競技大会 秩父宮賜杯第78回全国高等学校陸上競技対校選手権大会	男子４×４００ｍリレー	第２位
15	SBC 神奈川・小田原	第 40 回全日本壮年ソフトボール大会　準優勝		準優勝
16	北村　大芽	第 33 回全国小学生バドミントン選手権大会	男子シングルス　５年生以下	第５位

キ　ニュースポーツ普及・促進事業

No	期　　日	内　　容	会　　場
1	R7.10. 7	三の丸小学校放課後子ども教室 （放課後児童クラブの小学１～3 年生にボッチャの普及・指導を行った） ○種　目　ボッチャ ○参加者　41 人 ○指導者　体育協会職員　2 人	三の丸小学校 ふれあいホール
2	R7.10.24	桜井地区社会福祉協議会 （ふれあいサロン　ひだまりの会の会員へニュースポーツの普及・指導を行った） ○種　目　ボッチャ ○参加者　25 人 ○指導者　体育協会職員　2 人	曽比公民館

3	R7.11.30	国府津11区15区自治会へ子どもレクリエーション大会 （地域の幼児から中学生までの子どもとその親にニュースポーツの普及・指導を行った） ○種　目　ボッチャ、ディスゲッター９ ○参加者　137人 ○指導者　体育協会職員　２人	国府津中学校体育館
4	R7.12.18	三の丸小学校児童 （児童へニュースポーツの普及・指導を行った） ○種　目　キンボール、ディスゲッター９、ラダーゲッター ○参加者　35人 ○指導者　体育協会職員　２人	三の丸小学校 アリーナ

ク　スポーツボランティアの活用

大会運営に携わるボランティアを募集し、キッズマラソン大会・スポーツ＆レクリエーションフェスティバル・尊徳マラソン大会の３大会に学生及び一般を合わせ、合計227名がスポーツボランティアとして活動した。

２　広報の拡充

本協会や加盟団体、各種スポーツ団体の活動状況及び各種スポーツ情報の収集をするとともに、市内で行われた全国大会等の情報を合わせ、情報誌、ホームページ及びＳＮＳにより情報の提供を行った。

（１）広報事業の展開

項　　目	発行年月日	備　　考
会　報　第　32　号	R7. 7. 1	ホームページで公開
情報誌「スポーツおだわら」第 122 号	R7. 5. 1	○毎号10,000部印刷 ①回覧先　市内自治会に回覧 ②配布先　（公財）小田原市体育協会加盟団体、県下体育協会ほか
情報誌「スポーツおだわら」第 123 号	R7. 9. 1	
情報誌「スポーツおだわら」第 124 号	R7.12. 1	
令和７年度スポーツ・レクリエーションカレンダー	R7. 6. 1	B3サイズ　1,200部印刷　加盟団体他に配布
体育協会ホームページによる情報提供	随時	体育協会の概要を掲載
タウン誌等メディアを使用した情報提供	随時	尊徳マラソン、キッズマラソンほか開催の周知等
ＳＮＳでの情報発信	随時	Facebook、Instagram等による情報発信

（２）情報交換事業の展開

ア　事業推進委員会研修会

・東京2025デフリンピック視察

イ　新春スポーツ人の集い

・スポーツ関係者が一堂に会して新春を祝った。

期日：令和８年１月９日

会場：報徳二宮神社　報徳会館天翔（156人）

ウ　近隣体育・スポーツ協会との情報交換

・湯河原町オレンジマラソンとマラソン運営の情報交換を行った。

（３）情報収集の実施

ア　国・県・市関連のスポーツ情報(障害者スポーツや健康スポーツ)の収集

・東京 2025 デフリンピックを視察し、情報収集を行った。

・スポルテック 2025 等を視察し、情報収集を行った。

・パラスポーツおだわらに参加し、情報収集を行った。

イ　他市町村、市内スポーツ団体、企業、学校におけるスポーツ活動の調査

・つる 湧水の里ランフェスを視察し、情報収集を行った。

・マルハン×シント＝トロイデンＶＶカップ小田原大会を視察した。

・健民祭を視察し、現状の開催状況の把握を行った。

・神奈川県部活動地域移行連絡会や小田原市部活動地域移行に向けた推進会議等に出席し、各団体の活動状況など情報共有を行った。

ウ　教室・大会参加者アンケート調査

・教室参加者及び大会参加者等へアンケートを取り、参加者ニーズの調査を行った。

エ　民間スポーツ施設等の調査

・ひらしん平塚芸術ホールの視察を行った。

オ　新しいスポーツジャンルの調査研究

・キッズスポーツマルシェを視察し、新しいスポーツの情報収集を行った。

３　財政基盤の確立

財政基盤を確立するため、安定した収入源として寄付金付自動販売機設置の促進と事業集客力を提供した協賛金の確保に努めた。

（１）寄付金付自動販売機の設置

（２）協賛金等の確保

４　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

（１）小田原市が実施するスポーツイベントに対する協力を行った。

・第 25 回城下町おだわらツーデーマーチに係る従事

〇期　日　令和 7 年 11 月 15 日(土)16 日(日)　　〇会　場　小田原城址公園銅門広場

〇内　容　景品係・ゴール誘導係　〇従事者　延べ 15 人

（２）小田原市教育委員会に対する支援・協力を行った。

・部活動の地域展開に向けた推進会議に参加した。

（３）子供の体力向上の研究

・キッズスポーツマルシェを視察した。

（４）成人スポーツ実施率向上の研究

（５）障がい者スポーツの支援

・パラスポーツおだわらの広報協力を行った。

（６）小田原スポーツ史の充実

（７）市内スポーツ団体の調査・研究

（８）他団体とのスポーツ情報共有によるスポーツ振興

（９）創立 80 周年(令和 8 年度)にむけた企画・立案準備

・創立 80 周年企画委員会を開催し、企画・立案を行った。

・愛川町スポーツ協会創立 50 周年記念スポーツ講演会を視察した。

・伊勢原市スポーツ協会創立 70 周年スポーツ講演会を視察した。

≪参　考≫

1　賛助会費（135 件　1,995,000 円）

2　令和７年度　地区健民祭・体育祭等実施状況　（18 地区実施　7 地区中止　1 地区予定なし）

No.	地区団体名	期日	会場
1	前羽体育振興会	5月１８日	前羽小学校
2	上府中体育協会	9月１４日	千代小学校
3	緑地区体育振興会	9月２８日	城山中学校
4	芦子地区体育振興会	9月２８日	芦子小学校
5	国府津体育振興会	9月２８日	国府津小学校
6	富水体育振興会	１０月　４日	泉中学校
7	新玉地区体育協会	１０月　５日	新玉小学校
8	早川体育振興会	１０月　５日	早川小学校
9	下府中体育振興会	１０月　５日	下府中小学校
１０	富士見体育振興会	１０月　５日	富士見小学校
１１	曽我体育振興会	１０月　５日	曽我小学校
１２	幸地区体育振興会	１０月１２日	三の丸小学校
１３	下曽我体育協会	中止	下曽我小学校
１４	酒匂体育協会	１０月１２日	酒匂小学校
１５	片浦体育振興会	１０月１８日	片浦小学校
１６	十字地区体育振興会	中止	三の丸小学校
１７	東富水体育振興会	１０月１９日	東富水小学校
１８	万年体育振興会	中止	新玉小学校
１９	久野体育振興会	中止	久野小学校
２０	足柄体育振興会	１０月２６日	町田小学校
２１	二川体育協会	１０月２６日	足柄小学校
２２	山王網一色体育振興会	１０月２６日	山王小学校
２３	桜井体育振興会	中止	城北中学校
２４	豊川体育協会	中止	豊川小学校
２５	下中体育振興会	中止	下中小学校
２６	大窪体育振興会	実施なし	－

5　会　議

（1）　理事会

期日	内容	場所
R7. 5.27	第１回理事会 １．令和６年度公益財団法人小田原市体育協会事業報告について ２．令和６年度公益財団法人小田原市体育協会収支決算について ３．令和７年度定時評議員会の招集について ４．評議員会選定委員の選出について ５．評議員候補者の推薦について ６．事業推進委員会委員の変更について	小田原アリーナ 大会議室

R8. 3. 3	第２回理事会 １．令和８年度公益財団法人小田原市体育協会事業計画について ２．令和８年度公益財団法人小田原市体育協会収支予算について ３．常勤役員の報酬について ４．職員給与規程の一部改正について ５．職員就業規程の一部改正について ６．職員退職手当規程の一部改正について ７．令和７年度第２回評議員会の招集について	小田原アリーナ 大会議室

（２） 評議員会

期　　日	内　　容	場　　所
R7. 6.13	定時評議員会 １．令和６年度公益財団法人小田原市体育協会事業報告について ２．令和６年度公益財団法人小田原市体育協会収支決算について ３．公益財団法人小田原市体育協会理事の選任について	小田原アリーナ 大会議室
R8. 3.18	第２回評議員会 １．令和８年度公益財団法人小田原市体育協会事業計画の承認について ２．令和８年度公益財団法人小田原市体育協会収支予算の承認について ３．評議員及び役員の報酬等に関する規程の一部改正について	小田原アリーナ 大会議室

（３） 監査

期　　日	内　　容	場　　所
R7. 5.14	１．令和６年度事業報告及び財務諸表等について ２．帳簿等の確認について	小田原アリーナ 小会議室

（４）正副会長会議

期　　日	内　　容	場　　所
R7. 5.15	第１回正副会長会議 １．８０周年準備委員会委員について ２．評議員選定委員会委員について ３．市民総体について	小田原アリーナ 事務室奥会議室
R7. 6.26	第２回正副会長会議 １．８０周年記念事業について	小田原アリーナ 事務室奥会議室
R8. 1.14	第３回正副会長会議 １．令和８・９年度役員（理事・監事・事業推進委員会）改選について ２．８０周年記念事業について	小田原アリーナ 事務室奥会議室
R8. 2. 5	第４回正副会長会議 １．令和８年度事業計画について ２．役員改選について	小田原アリーナ 事務室奥会議室

（５） 総務委員会

期　　日	内　　容	場　　所
R7. 5.19	第１回総務委員会 １．令和６年度事業報告(案)について ２．令和６年度収支決算(案)について ３．事業推進委員会委員の候補者について ４．評議員選定委員会委員の候補者について ５．令和７年度おだわらツーデーマーチ実行委員の推薦について ６．各大会実行委員長について ７．令和８年度創立８０周年記念事業等企画立案について	小田原アリーナ 小会議室
R7.10. 7	第２回総務委員会 １．創立８０周年記念事業について ２．東京２０２５デフリンピック視察について ３．小田原市民総合体育大会について ４．令和８年新春スポーツ人の集いについて ５．令和７年度体育功労者等表彰について ６．未来のアスリートアカデミー事業について	小田原アリーナ 小会議室
R7.12.16	第３回総務委員会 １．令和８年新春スポーツ人の集いについて ２．令和７年度体育功労者等表彰事業について ３．職員給料規程の改定について ４，常勤役員の報酬について	ラ・パルールド
R8. 2.17	第４回総務委員会 １．令和８年度事業計画(案)について ２．令和８年度収支予算(案)について ３．職員就業規程の一部改正について ４．職員退職手当規程の一部改正について ５．令和８年度体育功労者等表彰事業について ４．創立８０周年記念事業について	小田原アリーナ 小会議室

（６）　財務委員会

期　　日	内　　容	場　　所
R7. 9.30	第１回財務委員会 １．基本財産の運用について ２．賛助会費について	小田原アリーナ 事務室奥会議室

（７）　広報委員会

期　　日	内　　容	場　　所
R7. 7. 7	第１回広報委員会 １．情報誌「スポーツおだわら」第１２２号の結果について ２．情報誌「スポーツおだわら」第１２３号の校正について	小田原アリーナ 事務室奥会議室
R7. 7.30	第２回広報委員会 １．情報誌「スポーツおだわら」第１２３号の再校会議	小田原アリーナ 事務室奥会議室

R7.10.24	第３回広報委員会 １．情報誌「スポーツおだわら」第１２３号の結果について ２，情報誌「スポーツおだわら」第１２４号の初校会議	小田原アリーナ 事務室奥会議室
R7.11. 7	第４回広報委員会 １．情報誌「スポーツおだわら」第１２４号の最終校正について	小田原アリーナ 事務室奥会議室
R7.11.21	第５回広報委員会 １．情報誌「スポーツおだわら」第１２４号の振り返り ２．令和８年度　広報委員活動予定 ３．令和８年度　情報誌「スポーツおだわら」について	そば茶屋　正庵
R8. 3.31	第６回広報委員会 １．情報誌「スポーツおだわら」第１２５号の発行について	小田原アリーナ 事務室奥会議室

（８）競技委員会

期　　日	内　　容	場　　所
R7. 8.14	１．令和７年度競技団体技術向上費の配分について	書面会議

（９）地区委員会

期　　日	内　　容	場　　所
R7. 8.14	１．令和７年度地区団体技術向上費の配分について	書面会議

（１０）レクリエーション委員会

期　　日	内　　容	場　　所
R7. 8.14	１．令和７年度レクリエーション団体技術向上費の配分について	書面会議

（１１）事務連絡者会議

期　　日	内　　容	場　　所
R7. 4.10	事務連絡者会議 １．令和７年度体育協会事業について ２．賛助会員について ３．組織活動促進費等助成金について ４．加盟団体への事務連絡方法について ５．寄付金自動販売機の設置について ６．借用書、名義後援承認申請書等の様式について ７．事務局職員事務分担について ８．印刷サービスについて ９．全国大会等誘致支援事業に	小田原アリーナ 研修室

（１２）加盟団体長会議

期　　日	内　　容	場　　所
R7. 4.22	加盟団体長会議 １．評議員候補者の選出について	小田原アリーナ 研修室

（１３）評議員選定委員会

期　　日	内　　容	場　　所
R7. 6.24	評議員選定委員会 １．評議員選定委員会委員長の選出について ２．評議員の選任について	小田原アリーナ 小会議室

（１４）創立 80 周年企画委員会

期　　日	内　　容	場　　所
R7. 8.19	創立８０周年企画委員会 １．小田原市体育協会創立８０周年事業について	小田原アリーナ 事務室奥会議室

（１５）表彰選考委員会

期　　日	内　　容	場　　所
R7.12. 2	表彰選考委員会 １．委員長の選出について ２．被表彰者の選考について ３．表彰状・記念品について	小田原アリーナ 小会議室

正味財産増減計算書

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

公益財団法人小田原市体育協会　　（単位:円）

科目	当年度	前年度	増減
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
1．経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	238,112	138,737	99,375
基本財産受取利息	238,112	138,737	99,375
特定資産運用益	10,418	165	10,253
特定資産受取利息	10,418	165	10,253
受取会費	3,035,000	2,920,000	115,000
加盟団体受取会費	1,040,000	1,040,000	0
賛助会員受取会費	1,995,000	1,880,000	115,000
事業収益	25,523,400	24,324,500	1,198,900
スポーツ教室事業収益	2,237,000	2,026,000	211,000
スポーツ大会事業収益	19,011,000	18,092,500	918,500
広告料事業収益	3,061,000	2,999,000	62,000
情報収集提供事業収益	1,214,400	1,207,000	7,400
受取補助金等	72,179,000	69,411,000	2,768,000
小田原市補助金	71,511,000	68,787,000	2,724,000
神奈川県スポーツ協会補助金	20,000	20,000	0
スポーツ振興くじ助成金	648,000	604,000	44,000
受取寄付金	937,477	1,048,562	△ 111,085
一般寄付金	937,477	1,048,562	△ 111,085
雑収益	142,580	187,035	△ 44,455
雑収益	142,580	187,035	△ 44,455
経常収益計	102,065,987	98,029,999	4,035,988
(2) 経常費用			
事業費	88,540,471	86,219,380	2,321,091
役員報酬	4,712,247	4,292,843	419,404
給料手当	37,487,949	35,364,652	2,123,297
福利厚生費	7,160,085	7,089,941	70,144
退職給付費用	8,855	140	8,715
臨時雇賃金	1,948,487	1,813,571	134,916
旅費交通費	88,447	96,160	△ 7,713
会議費	37,739	35,295	2,444
通信運搬費	1,000,793	1,044,190	△ 43,397
什器備品減価償却費	384,394	426,685	△ 42,291
消耗品費	12,384,707	12,118,851	265,856
修繕費	191,138	74,293	116,845
印刷製本費	3,316,199	3,410,151	△ 93,952
燃料費	107,831	110,605	△ 2,774
賃借料	1,995,018	2,227,651	△ 232,633
保険料	917,668	899,867	17,801
諸謝金	2,773,150	3,173,450	△ 400,300
委託費	7,537,326	7,479,736	57,590
支払負担金	7,259	0	7,259
租税公課	13,300	13,100	200
支払助成金	6,231,300	6,282,000	△ 50,700
光熱水料費	44,271	47,123	△ 2,852
役務費	192,308	219,076	△ 26,768
管理費	10,567,089	9,939,829	627,260
役員報酬	831,573	757,561	74,012
給料手当	6,615,521	6,240,820	374,701
福利厚生費	1,263,544	1,251,167	12,377
退職給付費用	1,563	25	1,538
臨時雇賃金	343,851	320,042	23,809

科目	当年度	前年度	増減
旅費交通費	13,928	15,995	△ 2,067
会議費	17,350	34,674	△ 17,324
渉外費	178,500	213,000	△ 34,500
通信運搬費	137,867	150,883	△ 13,016
什器備品減価償却費	67,834	75,299	△ 7,465
消耗品費	163,197	204,198	△ 41,001
修繕費	33,730	8,141	25,589
印刷製本費	77,925	92,174	△ 14,249
燃料費	19,029	19,519	△ 490
賃借料	255,068	243,201	11,867
保険料	18,747	17,995	752
諸謝金	80,850	80,850	0
委託費	19,800	95,040	△ 75,240
支払負担金	53,281	43,500	9,781
租税公課	317,400	16,300	301,100
光熱水料費	7,812	8,314	△ 502
役務費	48,719	51,131	△ 2,412
経常費用計	99,107,560	96,159,209	2,948,351
評価損益等調整前当期経常増減額	2,958,427	1,870,790	1,087,637
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	2,958,427	1,870,790	1,087,637
２．経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	2,958,427	1,870,790	1,087,637
一般正味財産期首残高	17,233,818	15,363,028	1,870,790
一般正味財産期末残高	20,192,245	17,233,818	2,958,427
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	238,112	138,737	99,375
基本財産受取利息	238,112	138,737	99,375
一般正味財産への振替額	△ 238,112	△ 138,737	△ 99,375
一般正味財産への振替額	△ 238,112	△ 138,737	△ 99,375
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	100,000,000	100,000,000	0
指定正味財産期末残高	100,000,000	100,000,000	0
Ⅲ 正味財産期末残高	120,192,245	117,233,818	2,958,427

貸借対照表

令和 8年 3月31日現在

公益財団法人小田原市体育協会　　（単位:円）

科目	当年度	前年度	増減
Ⅰ　資産の部			
１．流動資産			
現金預金	22,639,845	19,142,760	3,497,085
流動資産合計	22,639,845	19,142,760	3,497,085
２．固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	70,000,000	60,000,000	10,000,000
定期預金	10,000,000	10,000,000	0
決済用預金	20,000,000	30,000,000	△ 10,000,000
基本財産合計	100,000,000	100,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当普通預金	14,468,735	6,189,016	8,279,719
退職給付引当定期預金	0	8,269,301	△ 8,269,301
特定資産合計	14,468,735	14,458,317	10,418
(3) その他固定資産			
車両運搬具	1	1	0
什器備品	29,581	481,809	△ 452,228
その他固定資産合計	29,582	481,810	△ 452,228
固定資産合計	114,498,317	114,940,127	△ 441,810
資産合計	137,138,162	134,082,887	3,055,275
Ⅱ　負債の部			
１．流動負債			
未払金	1,199,374	1,078,408	120,966
預り金	1,277,808	1,312,344	△ 34,536
流動負債合計	2,477,182	2,390,752	86,430
２．固定負債			
退職給付引当金	14,468,735	14,458,317	10,418
固定負債合計	14,468,735	14,458,317	10,418
負債合計	16,945,917	16,849,069	96,848
Ⅲ　正味財産の部			
１．指定正味財産			
受入定期預金ほか	100,000,000	100,000,000	0
指定正味財産合計	100,000,000	100,000,000	0
（うち基本財産への充当額）	100,000,000	100,000,000	0
２．一般正味財産	20,192,245	17,233,818	2,958,427
正味財産合計	120,192,245	117,233,818	2,958,427
負債及び正味財産合計	137,138,162	134,082,887	3,055,275

令和7年度小田原市スポーツ少年団事業報告書

（1）種目別交流大会

大会名	期日	会場・内容
第45回軟式野球交流大会	令和7年4月5日 4月6日 4月12日 4月26日 4月29日	○会場　酒匂川スポーツ広場 ○参加　3チーム ○結果　優勝　　鴨宮コンドルズ 準優勝　小田原ベアーズ 敢闘賞　足柄ホープ
第38回ソフトボール交流大会	令和7年8月23日 8月24日	○会場　酒匂川スポーツ広場 ○参加　8チーム ○結果 Aブロック　優勝　　富水ジャガーズ 準優勝　酒匂ブルーウェーブ 3位　　国府津イーグルス 3位　　豊川ソフト ○結果 Bブロック　優勝　　報徳ブレーブス 準優勝　東富水ユニバース 3位　　三の丸キャッスルず 3位　　下中キャッスル
第45回バレーボール交流大会	令和7年9月7日	○会場　小田原アリーナ　メインアリーナ ○参加　6年生の部9チーム、5年生以下の部8チーム ○結果　6年生の部　優勝　　富水スカイアタッカーズA 準優勝　矢作スカイブルーA 3位　　富士見バンビーナA 5年生以下の部　優勝　　矢作スカイブルーB 準優勝　富水スカイアタッカーズB 3位　　山王混合チーム
令和7年度ミニバスケットボール交流大会	令和7年12月20日	○会場　小田原アリーナ　メインアリーナ ○参加　16チーム ○結果　男子　1位　城北ミニバス 2位　下中ミニバス 3位　大窪ミニバス 4位　東富水ミニバス 女子　1位　大窪ミニバス 2位　町田ミニバス 3位　千代ミニバス 4位　東富水ミニバス

（2）大会・研修会

名称	期日	備考
指導者研修会	令和7年7月12日	○会場　小田原アリーナ・研修室 ○参加　指導者・母集団32名 ○内容　『子どもの成長を支えるケガ予防 とコミュニケーション』 ○講師　長谷川　賢宏氏
第43回スポーツフェスティバル	令和7年11月23日	○会場　小田原アリーナ・メインアリーナ ○参加　団員153名、指導者・母集団128名 ○種目　綱引き、各団対抗リレーほか
令和7年度スポーツ研修会	令和8年2月15日	○会場　小田原アリーナ・メインアリーナ ○参加　団員101名 ○内容　運動適性テスト

令和８年度公益財団法人小田原市体育協会事業計画書

＝目　的＝

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利であることを謳うスポーツ基本法の精神に則り、「する」「みる」「ささえる」から生まれる「集まる」「つながる」を基本理念に、スポーツ振興及び広報の拡充並びに財政基盤の確立を３本の柱として、公益法人としての健全な運営を行いながら、創立８０周年を節目とした記念事業の開催により、スポーツをツールとした地域コミュニティーの充実から、元気で明るいまちづくりに寄与することを目的とする。

１　地域市民スポーツの振興

スポーツを「する」「みる」「ささえる」の３点から地域市民スポーツの振興を図り、もって市民がスポーツに関し集い、スポーツを通じてつながる機会を確保する。

（1）スポーツを「する」ために

スポーツを体験する機会を提供するために市民等を対象としたスポーツ教室やスポーツ大会等を実施する。

ア　スポーツ教室の開催（８教室・１１コース）

教室名及びコース名			実施時期	回数	場　　所	対象者
1	小学生陸上競技教室		4～3 月	12 回	城山陸上競技場	小学 3～6 年生
2	ランニング教室		5 月	1 回	小田原アリーナ周辺	小学 3～6 年生
3	ミニバス教室	春	5～6 月	8 回	小田原アリーナ・メイン	小学 4～6 年生
		秋	9～10 月	8 回	小田原アリーナ・メイン	小学 4～6 年生
4	シェイプアップトレーニング教室	春	5～7 月	8 回	小田原アリーナ・サブ	18 歳以上の女性（高校生除く）
		秋	9～10 月	8 回	小田原アリーナ・サブ他	18 歳以上の女性（高校生除く）
5	弓道教室		5～6 月	7 回	城内弓道場	18 歳以上(高校生除く)
6	テニス教室		7～8 月	7 回	小田原テニスガーデン	小学 4～中学 3 年生・16 歳以上の女性
7	ドッジボール教室	前期	7 月	3 回	小田原アリーナ・サブ他	小学 1～6 年生
		後期	8 月	3 回	小田原アリーナ・サブ他	小学 1～6 年生
8	卓球教室		9 月	5 回	小田原アリーナ・メイン	小学生以上

イ　各種競技会等の開催（１１事業）

大　会　名		実施時期	場　　所	対 象 者
1	第１８回おだわらキッズマラソン大会	5 月 24 日(日)	小田原アリーナ周辺	3 歳～小学 6 年生と親
2	第７８回小田原市民総合体育大会	7 月 10 日(金) ～26 日(日)4 日間	小田原市内各会場	小田原市民等
3	第１９回小田原市ドッジボール大会	7 月 31 日(金)	小田原アリーナ	小学生
4	お出かけスポーツ	8 月 8 日（土）	静岡県富士川	一般
5	スポーツキャンプ in 日体大	8 月（1 泊２日）	東京世田谷キャンパス	小学生

6	第17回おだわらスポーツ＆レクリエーションフェスティバル	9月13日(日)	小田原アリーナ	年齢制限なし
7	未来のアスリートアカデミー	未定	未定	未定
8	第20回おだわら駅伝競走大会	1月31日(日)	小田原市内	26地区・事業所・一般
9	第81回かながわ駅伝競走大会	2月14日(日)	丹沢湖周辺	小田原代表選手
10	箱根5区駅伝コースウォーキングチャレンジ	2月13日(土)	箱根駅伝5区コース	中学生以上
11	第40回小田原尊徳マラソン大会	3月14日(日)	小田原アリーナ周辺	高校生以上

（2）スポーツを「みる」ために

各種目のプロリーグ・大会の小田原市開催により、市民がスポーツ観戦を楽しめる機会を提供するため、各種目のプロリーグ・大会の誘致に助成を行うとともに、開催への協力を行い、「みる」スポーツを充実させる。

ア　全国大会誘致支援事業

プロリーグや全国大会等を誘致した団体へ合宿等誘致活動促進助成金を助成する。

イ　広報事業

市内で行われるスポーツ興行及び全国大会、関東大会等大規模な大会の情報発信を行う。

（3）スポーツを「ささえる」ために

市民スポーツの振興をささえるため、加盟団体及び小田原市スポーツ少年団等の運営及び活動の支援・助成や各種スポーツ大会に対して助成をするとともに、加盟団体等の指導者の資質向上を目的に講習会を実施するほか、スポーツ振興に貢献された方々等を表彰する。また、学生を含めた一般ボランティアを募集し、スポーツをささえる喜びに出会う場面を提供する。

ア　スポーツ団体に対する支援事業

スポーツ振興を図るため、加盟団体に対し競技力・技術向上及び組織活動促進等の支援を行う。

イ　スポーツ大会に対する助成事業

市民等を対象とした大会に対し助成する。

ウ　スポーツ少年団に対する助成及び育成事業

小田原市スポーツ少年団及び市内各スポーツ少年団への助成及び指導育成を行う。

エ　指導者養成講習会の実施

オ　スポーツ医科学講習会の実施

カ　体育功労者等に対する表彰事業

スポーツ振興に貢献した個人及び団体、また、著名な大会等で優秀な成績を収めた選手及びチームを表彰する。

キ　ニュースポーツ普及・促進事業

ク　スポーツボランティアの活用

２　広報の拡充

本協会や加盟団体、各種スポーツ団体の活動状況及び各種スポーツ情報の収集をするとともに、ソーシャルメディアを活用し、制限のない情報発信を通じて、スポーツ情報の提供を図る。また、役員を対象とした研修や加盟団体等の相互の情報交換などから、現状のスポーツ環境の情報共有を図る。

（１）広報事業の展開

ア　情報誌「スポーツおだわら」の発行（年３回）

イ　スポーツ・レクリエーションカレンダーの発行（年１回）

ウ　ホームページ・ＳＮＳでの情報発信

（２）情報交換事業の展開

ア　事業推進委員会研修会

イ　新春スポーツ人の集い（令和９年１月８日（金））

ウ　近隣体育・スポーツ協会との情報交換

（３）情報収集の実施

ア　国・県・市関連のスポーツ情報（障がい者スポーツや健康スポーツ）の収集

イ　他市町村、市内スポーツ団体、企業、学校におけるスポーツ活動の調査

ウ　教室・大会参加者アンケート調査

エ　民間スポーツ施設等の調査

オ　新しいスポーツジャンルの調査研究

３　財政基盤の確立

法人としての財政基盤を確立するため、収益の継続的な確保に努める。

（１）寄付金付自動販売機の設置

（２）協賛金等の確保

４　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

（１）小田原市が実施するスポーツイベントに対する調査・協力を行う。

（２）小田原市教育委員会に対する支援・協力を行う。

（３）障がい者スポーツの支援

（４）小田原スポーツ史の充実

（５）市内スポーツ団体の調査・研究

（６）他団体とのスポーツ情報共有によるスポーツ振興

（７）創立 80 周年記念に関すること

・80 周年記念スポーツ講演会の開催

・記念式典の開催（スポーツ人の集い併催）

・各種事業冠大会の開催

・組織名称変更

正味財産増減予算書内訳表

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（単位：円）

科　　目	合計	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引消去
		公1　市民スポーツ振興事業	他1　加盟団体等助成・交流事業		
Ⅰ　一般正味財産増減の部					
1．経常増減の部					
（1）経常収益					
基本財産運用益	252,000	252,000	0	0	
基本財産受取利息	252,000	252,000	0	0	
特定資産運用益	2,000	2,000	0	0	
特定資産受取利息	2,000	2,000	0	0	
受取会費	2,940,000	1,470,000	1,470,000	0	
加盟団体受取会費	1,040,000	520,000	520,000	0	
賛助会員受取会費	1,900,000	950,000	950,000	0	
事業収益	27,104,000	21,804,000	5,300,000	0	
スポーツ教室事業収益	2,270,000	2,270,000	0	0	
スポーツ大会事業収益	18,334,000	18,334,000	0	0	
情報収集提供事業収益	3,200,000	1,200,000	2,000,000	0	
広告料事業収益	3,300,000	0	3,300,000	0	
受取補助金等	74,059,000	56,721,600	7,699,600	9,637,800	
小田原市補助金	73,397,000	56,059,600	7,699,600	9,637,800	
神奈川県スポーツ協会補助金	20,000	20,000	0	0	
スポーツ振興くじ助成金	642,000	642,000	0	0	
受取寄付金	1,000,000	1,000,000	0	0	
受取寄付金	1,000,000	1,000,000	0	0	
雑収益	230,000	0	0	230,000	
雑収益	230,000	0	0	230,000	
経常収益計	105,587,000	81,249,600	14,469,600	9,867,800	
（2）経常費用					
事業費（法人会計は管理費）	106,972,000	85,952,392	10,279,487	10,740,121	
役員報酬	5,565,000	4,452,000	278,250	834,750	
給料手当	43,416,000	34,732,800	2,170,800	6,512,400	
福利厚生費	8,800,000	7,040,000	440,000	1,320,000	
臨時雇賃金	2,475,000	1,980,000	123,750	371,250	
旅費交通費	154,000	128,000	6,500	19,500	
会議費	100,000	0	0	100,000	
渉外費	203,000	0	0	203,000	
通信運搬費	1,501,000	1,326,200	43,700	131,100	
消耗品費	14,671,000	12,714,000	1,875,250	81,750	
修繕費	65,000	52,000	3,250	9,750	
印刷製本費	3,699,000	2,935,200	652,350	111,450	
燃料費	162,000	129,600	8,100	24,300	
賃借料	3,654,000	3,216,672	67,542	369,786	
保険料	1,498,000	1,468,000	7,500	22,500	
諸謝金	5,550,000	5,422,000	32,000	96,000	
支払負担金	41,000			41,000	
委託費	8,195,000	8,171,000	6,000	18,000	
租税公課	395,000	23,640	915	370,445	
支払助成金	6,454,000	1,897,000	4,557,000	0	
光熱水費	24,000	0	0	24,000	
役務費	350,000	264,280	6,580	79,140	
経常費用計	106,972,000	85,952,392	10,279,487	10,740,121	
評価損益等調整前当期経常増減額					
評価損益等計					
当期経常増減額	△ 1,385,000	△ 4,702,792	4,190,113	△ 872,321	
2．経常外増減の部					
（1）経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	
（2）経常外費用					
経常外費用計	0	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	0	
他会計振替前当期一般正味財産増減額	0	△ 4,702,792	4,190,113	△ 872,321	
他会計振替額	0	1,521,427	△ 1,521,427	0	
当期一般正味財産増減額	△ 1,385,000	△ 3,181,365	2,668,686	△ 872,321	

資　料

・令和8年度公益財団法人小田原市体育協会関係名簿
・令和7年度賛助会員ご芳名名簿
・令和8年度おだわらスポーツ・レクリエーションカレンダー
・小田原市にある主なスポーツ施設

公益財団法人小田原市体育協会役員・評議員・事業推進委員・スポーツ少年団

■役員

職名	氏名
会　　長	江島　　紘
副 会 長	髙橋　正則
〃	井上　孝男
専務理事	山下 龍太郎
理　　事	安藤　　恵
〃	岩崎　良春
〃	宇佐美 充之
〃	岡崎　克人
〃	小野澤 達也
〃	木村　徳善
〃	杉山　正洋
〃	鈴木　悌介
〃	髙橋　幸男
〃	田中 總一郎
〃	西山　穂高
〃	野田 ひろみ
〃	三宅　　愛
〃	宮坂　宗篤
〃	楊　　隆子
〃	和田　芳廣
監　　事	佐藤　貴行
〃	吉田　和枝

■小田原市スポーツ少年団本部役員

職　　名	氏名	
本 部 長	佐藤　信之	
副本部長	亀井　宏明	梶　　敏郎
常任委員	遠藤　義一	大杉 美佳子
〃	奥川　誠二	加来　義章
〃	神野　　守	更井 由香里
〃	椎野　利江	菅井　将人
〃	堀　　吉晴	矢ヶ村 和明
〃	山﨑　幸恵	渡邉　貴博
監　事	飯田　麻美	関野　　舞

■評議員

職名	氏名
評 議 員	廣川　　明
〃	落合　　誠
〃	西澤　浩之
〃	濱田　泰男
〃	堀　賢一郎
〃	山口　正伸
〃	三橋　　博
〃	山﨑　正裕
〃	北田　　明
〃	小澤　哲明
〃	古谷　　浩
〃	佐々木 隆之
〃	池田　彩乃

■事業推進委員会委員

	職名	氏名
総務委員会	委 員 長	野田 ひろみ
	副委員長	岡辺　直樹
	委　　員	大川　ゆり
	〃	小野澤 達也
	〃	嵯峨 雄一郎
	〃	佐々木 隆之
	〃	杉山　公彦
	〃	戸谷　行孝
	〃	蓮見　兼一
財務委員会	委 員 長	山﨑　正裕
	副委員長	穂谷野　晃
	委　　員	菊池　隆介
	〃	佐藤　貴行
広報委員会	委 員 長	田口　和夫
	副委員長	吉田　和枝
	委　　員	安藤　　恵
	〃	小澤　寛之
	〃	穂田　高範
	〃	湯川　利之

加盟団体一覧（加盟団体長・事務連絡者・事業実施委員会委員）

◎：事業実施委員会委員長　○：副委員長

団体名	加盟団体長	事務連絡者	事業実施委員会委員	
小田原野球協会	廣川　明	青木　豊	競技委員会	青木　豊
小田原卓球協会	熊谷　正俊	青木　一実		青木　一実
小田原市陸上競技協会	江島　紘	戸谷　行孝		大竹　幸子
小田原ソフトテニス協会	濱田　泰男	米川　和幸		葛西　耕平
小田原バレーボール協会	岡辺　直樹	澤地　友貴		◎堀　賢一郎
小田原柔道協会	山口　正伸	米山　豊		○岡本　晴男
小田原弓道協会	瀬戸　祐明	齊藤　千春		天野　三郎
小田原剣道連盟	石井　謙司	山田　智一		尾方　洋樹
小田原バスケットボール協会	高久　明美	小堀　誠		小堀　誠
小田原サッカー協会	小林　英樹	鍵和田　巧		杉山　一彦
小田原ソフトボール協会	小澤　良央	設楽　正義		田代　政治
小田原バドミントン協会	石川　和子	中村　哲夫		西村　まり子
小田原スキー協会	木村　德善	杉﨑　和男		杉﨑　和男
小田原空手道協会	田中　總一郎	鈴木　勝		髙橋　義孝
小田原テニス協会	岩本　良則	内田　明男		内田　明男
小田原少林寺拳法協会	小澤　良央	室伏　江利子		山口　直樹
小田原市ゴルフ協会	相澤　功	相澤　功		奥山　孝二郎
小田原地区空手道連盟	山田　安子	細川　順一		松本　拓己
小田原市ボウリング協会	栢沼　一郎	栢沼　一郎		栢沼　一郎
小田原サーフィン協会	小林　正人	永田　康浩		柴田　淳次
小田原市ラグビーフットボール協会	髙橋　敦朗	土谷　隆之		大川　裕
理事会推薦・理事	－	－		木村　德善
緑地区体育振興会	小林　俊充	竹縄　謙史	地区委員会	竹縄　謙史
新玉地区体育協会	川口　幸男	川口　幸男		波多野　孝一
万年体育振興会	脇山　春信	脇山　春信		亀井　洋
幸地区体育振興会	田中　優	三橋　博		加藤　秀一
十字地区体育振興会	本多　誠一	中村　忠和		杉山　実
足柄体育振興会	馬越　寛次	馬越　寛次		寺澤　誠

◎：事業実施委員会委員長　○：副委員長

団体名	加盟団体長	事務連絡者	事業実施委員会委員	
芦子地区体育振興会	村田　真一	岡崎　克人	地区委員会	岡崎　克人
二川体育協会	北田　明	原　邦典		北田　明
東富水体育振興会	佐藤　喜己	石井　啓隆		種岡　金二郎
富水体育振興会	國原　正光	國原　正光		國原　正光
久野体育振興会	古市　功	名取　清文		古市　功
大窪体育振興会	佐野　利美	秋山　雅光		大木　隆正
早川体育振興会	津曲　浩	青木　正裕		津曲　浩
山王網一色体育振興会	吉澤　元克	石黒　純司		石黒　純司
下府中体育振興会	川本　裕之	川本　裕之		田中　裕之
富士見体育振興会	飯山　三郎	飯山　三郎		小山　泰三
桜井体育振興会	小澤　哲明	小澤　哲明		杉山　光孝
豊川体育協会	奥津　洋一	設楽　正義		栢沼　熟
上府中体育協会	石橋　淳一	石橋　淳一		◎渡部　誠洋
下曽我体育協会	神保　泰夫	林　誠三		○長谷川　博一
国府津体育振興会	古谷　浩	古谷　浩		高田　保一
酒匂体育協会	佐々木　隆之	佐々木　隆之		天野　三郎
片浦体育振興会	西山　穂高	米山　健司		西山　穂高
曽我体育振興会	髙橋　幸男	髙橋　幸男		神保　昌俊
前羽体育振興会	石塚　和弘	安達　克彦		石塚　茂
下中体育振興会	椎野　英茂	椎野　英茂		椎野　英茂
理事会推薦・理事	－	－		髙橋　幸男
小田原市インディアカ協会	宇佐美　充之	宇佐美　充之	レクリエーション委員会	中村　敏
小田原ペタンク協会	芦川　晋也	大曽根　雅秀		大曽根　雅秀
小田原リズム体操協会	小澤　純子	大井　久美子		◎井上妃　登美
小田原市スポーツチャンバラ協会	池田　彩乃	中山　俊介		○中山　俊介
小田原市グラウンドゴルフ協会	栗木　良和	設楽　正義		相良　陽子
理事会推薦・理事	－	－		宇佐美　充之

令和7年度　賛助会員ご芳名名簿

敬称略・50音順

個人会員

氏名		
中村　哲夫	濱田　紫乃	米川　美智子

団体会員

企業・団体名	住所	企業・団体名	住所
相原興業（株）	小田原市扇町4-7-30	（株）精巧舎	小田原市中町2-16-20
秋山会計事務所	小田原市城山3-24-5	（株）東海ビルメンテナス	小田原市本町1-13-6
居酒屋半兵衛	小田原市西酒匂2-10-44	（株）東京日動パートナーズTOKIO小田原支社	小田原市栄町1-8-1 Y&Yビル5F
イトウスポーツ	小田原市南鴨宮3-23-2	（株）ナカネン	大井町上大井84－3
（一財）小田原市事業協会	小田原市南町1-1-40	（株）花友生花店小田原球場店	小田原市永塚62
（医）遠藤クリニック	小田原市西大友503	（株）ミクニ	小田原市久野2480
医療法人社団敬仁会介護老人保健施設悠久	小田原市延清196-1	（株）ロピア小田原高田店	小田原市高田298-1
（医）尽誠会山近記念総合病院	小田原市小八幡3-19-14	鏑木建設（株）	小田原市本町4-2-18
永耕園	小田原市曽我岸148	グローバルゴルフネット株式会社	横浜市保土ヶ谷区明神台2-4-101
SMBC日興証券（株）　小田原支店	小田原市栄町1-1-15　ミナカ小田原5階	小泉建設（株）	小田原市千代693
扇屋スポーツ	小田原市本町2-12-14	（公財）積善会　曽我病院	小田原市曽我岸148
オクツ薬局　櫻木 達夫	小田原市浜町1-14-3	国際医療福祉大学小田原保健医療学部	小田原市城山1-2-25
オザックス工業㈱	小田原市東大友207-2	相模ベンディング（株）	大井町上大井924-1
小田原ガス（株）	小田原市扇町1-30-13	松鶴	小田原市鴨宮229
小田原市管工事協同組合	小田原市鬼柳172-9	城下町スポーツクラブ	小田原市寿町4-23-26
小田原市土木建設協同組合	小田原市東町5-2-59	新鮮館　おだわら	小田原市西大友130-3
小田原スポーツ・文化運営企業体	小田原市中曽根263	西濃運輸（株）	小田原市西大友122-2
小田原生コン（株）	小田原市飯田岡341	税理士法人けやき	小田原市荻窪288-9
小田原松風ライオンズクラブ	小田原市本町2-2-16 陽輪台小田原203号	セブンイレブン小田原成田北店	小田原市成田431-6
小田原湯本カントリークラブ	箱根町湯本390-37	曽我地区自治会連合会	小田原市鬼柳600-74
加藤歯科医院	小田原市南町3-1-42	そば茶屋正庵	小田原市本町1-9-29
かながわ西湘農業協同組合本店	小田原市鴨宮627	泰東興業（株）	小田原市荻窪166
（株）アイエンス	秦野市落合361-2	タコス＆バーガー	小田原市飯泉1042-12
（株）浅海工務店	小田原市曽我別所833-7	ダイドービバレッジサービス（株）小田原営業所	小田原市成田42-1
（株）稲妻屋	小田原市寿町2-5-20	ダイニチスポーツ（株）	小田原市上曽我412-1
（株）ANコーポレーション	小田原市栄町2-11-9	大和証券（株）秦野営業所	秦野市大秦町1-10 秦野アルファビル1階
（株）エンドー	小田原市下大井239-3	特定非営利活動法人 ふれあいサークルすずろ	足柄上郡開成町宮台1107-1
（株）小田原水道サービスセンター	小田原市高田401	富田医院	小田原市曽我別所777－6
（株）川久保組	小田原市曽我別所408	豊川ペタンククラブ	小田原市飯泉1257-3 高橋卓保　様
（株）カワセ	小田原市扇町2-7-11	中村歯科医院	小田原市曽我原127
（株）グリーンK	小田原市上曽我895	なごみ整骨院	小田原市鴨宮229-3-102
（株）五神建設	小田原市延清208-8	日本新薬（株）小田原総合製剤工場	小田原市桑原676-1
（株）鈴廣蒲鉾	小田原市風祭245	花松屋	小田原市堀之内16

企業・団体名	住所	企業・団体名	住所
浜町小児科医院　遠藤 郁夫	小田原市浜町1-14-5	（有）石橋印刷	小田原市中新田9-3
平原眼科クリニック	小田原市南鴨宮3-44-3	（有）内山酒店	小田原市曽我谷津621-3
FamilyMart　小田原千代店	小田原市千代327	(有)大畠工務店	小田原市桑原342
報徳二宮神社	小田原市城内8-10	(有)Ｋスポーツ	小田原市荻窪335
ほっともっと 小田原蓮正寺店	小田原市蓮正寺252-1	（有）サトウクリーニング店	小田原市高田114-5
マナクリニック	小田原市永塚5	(有) 信栄自動車	小田原市西大友261-1
万葉倶楽部株式会社　ミナカ小田原	小田原市栄町1-1-15　8F-800	（有）タケダ印刷	湯河原町中央2-3-1
みずほ証券（株）小田原支店	小田原市栄町2-7-32	(有)ビッグブリッヂ	小田原市小竹268
三菱ケミカルハイテクニカ株式会社	小田原市成田1060	(有)穂坂商店	小田原市酒匂2-16-27
モスバーガー鴨宮店	小田原市延清209-1	(有)ラップシステム	平塚市河内469-1
山源建設株式会社	小田原市栄町2-10-15	ライフスタイル（株）	千葉県木更津市請西1-5-18
ヤマザキショップかしわぎ	小田原市成田326	レントオール小田原	小田原市鬼柳172-14（小田原卸売センター内）
(有)網一色共同活版	小田原市東町4-1-12		

団体会員

団体名	団体名	団体名	団体名
足柄体育振興会	小田原市ラグビーフットボール協会	久野体育振興会	富水体育振興会
芦子地区体育振興会	小田原市陸上競技協会	国府津体育振興会	早川体育振興会
新玉地区体育協会	小田原ソフトボール協会	幸地区体育振興会	東富水体育振興会
大窪体育振興会	小田原地区空手道連盟	酒匂体育協会	富士見体育振興会
小田原空手道協会	小田原テニス協会	桜井体育振興会	二川体育協会
小田原弓道協会	小田原バスケットボール協会	山王網一色体育振興会	前羽体育振興会
小田原剣道連盟	小田原バドミントン協会	下府中体育振興会	万年体育振興会
小田原サッカー協会	小田原バレーボール協会	下曽我体育協会	緑地区体育振興会
小田原市インディアカ協会	小田原ペタンク協会	下中体育振興会	
小田原市スポーツチャンバラ協会	小田原野球協会	十字地区体育振興会	
小田原柔道協会	片浦体育振興会	曽我体育振興会	

令和8年度おだわら
スポーツ・レクリエーションカレンダー

【 教　室 】

教室名	期日	会場
小学生陸上競技教室	4月～3月　年間12回	城山陸上競技場
ランニング教室	5/9	小田原アリーナ周辺 (キッズマラソンコース)
ミニバスケットボール選手強化教室(春コース)	5/12・19・26・6/1・2・9・16・23	小田原アリーナ
弓道教室	5/19・21・23・26・28・30・6/2	城内弓道場
シェイプアップトレーニング教室(春コース)	5/27・6/3・10・17・24・7/1・8・15	小田原アリーナ
ジュニア＆レディーステニス教室	7/23・25・28・30・8/1・4・6	小田原テニスガーデン
ドッジボール教室(前期コース)	7/28・29・30	小田原アリーナ
ドッジボール教室(後期コース)	8/25・26・27	小田原アリーナ
シェイプアップトレーニング教室(秋コース)	9/1・8・15・29・10/6・13・20・27	小田原アリーナ
ミニバスケットボール選手強化教室(秋コース)	9/8・11・15・29・10/6・13・23・27	小田原アリーナ
卓球教室	9/10・15・17・24・29	小田原アリーナ

【レクリエーション大会・スポーツ大会】

事業名	期日	会場	主催
第25回川東地区ペタンク大会	6/28	酒匂小学校	川東地区体育連盟
第19回小田原市ドッジボール大会	7/31	小田原アリーナ	(公財)小田原市体育協会
おでかけスポーツ　富士川ラフティング	8/8	静岡県富士宮市	(公財)小田原市体育協会
スポーツキャンプ in 日体大	8月(1泊2日)	日本体育大学 東京世田谷キャンパス	(公財)小田原市体育協会
第17回おだわらスポーツ＆レクリエーションフェスティバル	9/13	小田原アリーナ	(公財)小田原市体育協会
第14回小田原ペタンク協会交流大会	9/20	上府中公園内	小田原ペタンク協会
第26回城下町おだわらツーデーマーチ	11/21・22	小田原城址公園ほか	小田原市ほか
第29回小田原オープンペタンク大会	11/22	上府中公園内	小田原ペタンク協会
未来のアスリートアカデミー	12月	未定	(公財)小田原市体育協会
小田原オープンバドミントン選手権大会	2/11	小田原アリーナ	小田原バドミントン協会
箱根5区駅伝コースウォーキングチャレンジ	2/13	箱根駅伝5区コース	(公財)小田原市体育協会
第15回小田原ペタンク協会交流大会	3/6	上府中公園内	小田原ペタンク協会

【 マ ラ ソ ン ・ 駅 伝 】

事業名	期日	会場	主催
第18回おだわらキッズマラソン大会	5/24	小田原アリーナ周辺	(公財)小田原市体育協会
第62回川東地区駅伝競走大会	1/10	曽我みのり館周辺	川東地区体育連盟
第20回おだわら駅伝競走大会	1/31	小田原市内	(公財)小田原市体育協会
第81回市町村対抗「かながわ駅伝」競走大会	2/14	丹沢湖周回	神奈川県
第40回小田原尊徳マラソン大会	3/14	小田原アリーナ周辺	(公財)小田原市体育協会

地区健民祭・体育祭

期　　日	地　区　名	会　　場	予 備 日
5月31日	前羽体育振興会	前羽小学校	6月7日
9月27日	緑地区体育振興会	城山中学校	
9月27日	芦子地区体育振興会	芦子小学校	
9月27日	国府津体育振興会	国府津小学校	10月4日
10月4日	富水体育振興会	泉中学校	
10月4日	新玉地区体育協会	新玉小学校	
10月4日	早川体育振興会	早川小学校	
10月4日	富士見体育振興会	富士見小学校	
10月4日	下府中体育振興会	下府中小学校	
10月4日	曽我体育振興会	曽我小学校	
10月11日	下曽我体育協会	下曽我小学校	
10月11日	酒匂体育協会	酒匂小学校	10月12日
10月17日	片浦体育振興会	片浦小学校	
10月18日	幸地区体育振興会	三の丸小学校	
10月18日	東富水体育振興会	東富水小学校	
10月25日	十字地区体育振興会	三の丸小学校	
10月25日	万年体育振興会	新玉小学校	
10月25日	足柄体育振興会	町田小学校	
10月25日	二川体育協会	足柄小学校	
10月25日	久野体育振興会	久野小学校	
10月25日	山王網一色体育振興会	山王小学校	
10月25日	上府中体育協会	千代小学校	
10月25日	下中体育振興会	下中小学校	
11月1日	豊川体育協会	豊川小学校	
11月1日	桜井体育振興会	城北中学校	
実施なし	大窪体育振興会	－	－

第78回小田原市民総体育大会日程表

種　目		会　　場	7/10（金）	7/18（土）	7/19（日）	7/26（日）	開始時間
開会式		小田原アリーナ（サブ）	○				19:00
地区対抗競技	軟式野球	酒匂川スポーツ広場			○	○	9:00
	ソフトボール	酒匂川スポーツ広場			○	○	9:00
	サッカー	酒匂川スポーツ広場			○	○	9:00
	バスケットボール	小田原アリーナ（メイン）			○	○	9:00
	ソフトテニス	小田原テニスガーデン			○	予備日	9:30
	バドミントン	小田原アリーナ（メイン）				○	9:00
	卓球	小田原アリーナ（メイン）				○	9:00
	バレーボール（男）	小田原アリーナ（メイン）			○		9:00
	バレーボール（女）	小田原アリーナ（サブ）			○		9:00
	剣道	小田原アリーナ（サブ）				○	9:30
	弓道	城内弓道場			○		9:45
	陸上競技	城山陸上競技場			○		16:00
	ペタンク	上府中公園スポーツ広場			○		9:00
	ゴルフ	小田原湯本カントリークラブ		○			8:56
	グラウンドゴルフ	酒匂川スポーツ広場		○	予備日		8:30
	ボウリング	コロナキャットボウル小田原店			○		9:30

オープン競技	テニス	小田原テニスガーデン		○		予備日	9:30
	インディアカ	小田原アリーナ（サブ）		○			9:30

小田原市にある主なスポーツ施設

名　称	所在地	利用申込	施設内容等
小田原市総合文化体育館小田原アリーナ	中曽根263	小田原アリーナ 38－1144	・メインアリーナ・サブアリーナ・トレーニングルーム ・フィットネススタジオ・ランニングコース（1周300m） ・スポーツサウナ・研修室・会議室（大・小）・更衣室
城山陸上競技場	城山2-29-1		・日本陸上競技連盟第2種公認競技場 ・メイントラック1周400m　サブトラック1周130m ・インフィールド・跳躍場・投てき ・トレーニングルーム・会議室・更衣室
小田原テニスガーデン	蓮正寺83-1		・砂入人工芝コート16面（内夜間照明付き8面） ・更衣室
城山庭球場	城山3-10-20		・クレーコート8面 ・更衣室
小峰庭球場	城山3-30-22		・ハードコート2面
酒匂川スポーツ広場	寿町5-22-29		・野球場2面・少年野球場2面・ソフトボール場4面 ・サッカー場2面・ゲートボール場（土10面・芝4面）
鴨宮運動広場	酒匂967		・多目的グラウンド 1面（ソフトボール 軟式少年野球 サッカー グラウンドゴルフ）
城内弓道場	城内4-27		・和弓近的5人立 ・更衣室
学校施設開放（体育館）	－		早川小学校を除く市立小学校24校及び市立中学校11校 利用可能種目は学校により異なる。 （フットサル等のボールを足で蹴る行為は禁止。）
学校施設開放（運動場）	－		豊川小学校、国府津小学校、酒匂中学校、白山中学校 利用可能種目は学校により異なる。
学校施設開放（夜間照明）	－		豊川小学校、国府津小学校、酒匂中学校 ・ソフトボール・サッカー（酒匂中学校のみ軟式野球も利用可能。）
御幸の浜プール	本町3-15-15	22-6080 （開場期間のみ）	・ 50m×13.2m ・12m×10.5m（幼児用） ・更衣室　※開場期間：7月中旬～8月下旬
酒匂川左岸サイクリング場	西酒匂1-3-61	サイクリング場 47－6743 （一財）小田原市事業協会 23－4470	・1周1620mと660mのサイクリングコース ・自転車広場 ・自転車の無料貸し出し
県立西湘スポーツセンター	西酒匂1-1-26	48－2650	・体育館・小体育室・会議室（大・小）・トレーニング室 ・スポーツ広場・レクリエーション広場・テニスコート4面等
小田原スポーツ会館	南町1-1-40	23－2465	・体育室・柔道場 ・トレーニング室
川東タウンセンターマロニエ	中里273-6	47－1515	・マロニエホール ・集会室等
上府中公園	東大友113	42－5511	・野球場（ナイター設備） ・スポーツ広場（ナイター設備） ・多目的広場等

※ 利用時間、休館日及び利用申込方法については、
各施設のホームページ等でご確認ください。

規　程　集

・公益財団法人小田原市体育協会定款
・公益財団法人小田原市体育協会委員会規程
・公益財団法人小田原市体育協会加盟団体規程
・公益財団法人小田原市体育協会賛助会員規程
・公益財団法人小田原市体育協会表彰に関する要綱
・公益財団法人小田原市体育協会表彰基準及び推薦等に関する要領
・小田原市スポーツ少年団規程

公益財団法人小田原市体育協会　定款

参考　平成２５年４月１日制定

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、公益財団法人小田原市体育協会と称する。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を神奈川県小田原市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）
第３条　この法人は、スポーツに関する教室、競技会、講習会等の開催などにより、小田原市における市民総ぐるみのスポーツ振興を図り、もって明るいまちづくりに寄与することを目的とする。

（事業）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) スポーツに関する教室、競技会、講習会等の開催
(2) スポーツに関する団体及び人材の育成
(3) スポーツに関する情報の収集及び提供
(4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
２　前項の事業は、神奈川県小田原市において行うものとする。

第３章　資産及び会計

（基本財産）
第５条　基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として評議員会で定めたものとする。
２　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の決議を経て、評議員会の承認を要する。

（事業年度）

第６条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月 31 日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第７条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第８条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第９条　会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第３項第４号の書類に記載するものとする。

第４章　評議員

（評議員の定数）

第 10 条　この法人に、評議員 10 名以上 20 名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第 11 条　評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

２　評議員選定委員会は、評議員１名、監事１名、職員１名、次項の定めに基づいて選任された外部委員２名の合計５名で構成する。

３　評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第１号又は第２号に該当する者の配偶者、３親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

４　評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

５　評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

６　評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名以上が出席し、かつ、外部委員の１名以上が賛成することを要する。

７　評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

８　前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を１人又は２人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員（２人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該２

人以上の評議員）につき２人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

９　第７項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

（評議員の任期）

第 12 条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第 13 条　評議員は無報酬とする。

２　評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

３　前２項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第５章　評議員会

（構成）

第 14 条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第 15 条　評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任
(2) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
(4) 事業計画及び収支予算の承認
(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
(6) 定款の変更
(7) 残余財産の処分
(8) 基本財産の処分又は除外の承認
(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事

（開催）
第 16 条　評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後３ヶ月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）
第 17 条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
２　評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（招集の通知）
第 18 条　評議員会を招集するときは、評議員会の開催日の 5 日前までに、評議員に対して、書面でその通知を発しなければならない。
２　前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

（議長）
第 19 条　評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の中から選出する。

（決議）
第 20 条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
(1) 監事の解任
(2) 定款の変更
(3) 基本財産の処分又は除外の承認
(4) その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 24 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（決議の省略）
第 21 条　理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の

意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第 22 条　理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第 23 条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び出席した評議員の中から選出された議事録署名人１名は、前項に規定する議事録に記名押印する。

第６章　役員等

（役員の設置）

第 24 条　この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事　10 名以上 20 名以内

(2) 監事　２名以内

２　理事のうち１名を会長、２名以内を副会長、１名を専務理事とする。

３　前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第 25 条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

３　理事のうち、理事のいずれか１名とその配偶者又は３親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者である理事の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。

４　他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。

５　監事は、この法人の理事又は、使用人を兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第 26 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を

執行する。
2　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3　副会長は、会長を補佐する。
4　専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
5　会長及び専務理事は、毎事業年度に４ヶ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第 27 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2　監事は、理事会に出席し、必要があるときには、意見を述べなければならない。
3　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第 28 条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
2　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
3　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4　増員により選任された理事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。
5　理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第 29 条　理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）
第 30 条　理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給する

ことができる。
２　理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
３　前２項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

（取引の制限）
第 31 条　理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
２　前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

（責任の一部免除）
第 32 条　この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する同法第 111 条第 1 項の理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第７章　理事会

（構成）
第 33 条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）
第 34 条　理事会は、次の職務を行う。
(1) この法人の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

（招集）
第 35 条　理事会は、会長が招集する。
２　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

３　理事会を招集するときは、理事会の開催日の５日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
４　前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）
第 36 条　理事会の議長は、会長がこれにあたる。

（決議）
第 37 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）
第 38 条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（報告の省略）
第 39 条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
２　前項の規定は、第 26 条第５項の規定による報告については、適用しない。

（議事録）
第 40 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第８章　委員会

（委員会）
第 41 条　この法人は、理事会の決議により委員会を設置することができる。
２　委員会に関し必要な事項は、理事会において定める。

第９章　事務局

（設置等）
第 42 条　この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
３　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 10 章　加盟団体及び賛助会員

（加盟団体）
第 43 条　この法人の加盟団体は、この法人の目的に賛同する団体で、理事会で承認された小田原市内のスポーツ団体等とする。
２　加盟団体は、会費を毎年納入しなければならない。
３　加盟団体は、脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。
４　この法人は、この法人の加盟団体として不適当と認められるときは、理事会の決議により除名することができる。

（賛助会員）
第 44 条　この法人に、賛助会員をおくことができる。
２　賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第 45 条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
２　前項の規定は、この定款の第３条、第４条及び第 11 条についても適用する。

（解散）
第 46 条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）
第 47 条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議

員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第 48 条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 12 章　公告の方法

（公告の方法）

第 49 条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 13 章　補則

（委任）

第 50 条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第６条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

３　この法人の最初の会長は、次に掲げる者とする。

会長　　江島　　紘

公益財団法人小田原市体育協会委員会規程

制定　　平成　５年４月１日
改正　　平成２１年４月１日
改正　　平成２５年４月１日

（総則）

第１条　この規程は、公益財団法人小田原市体育協会定款第４条の事業を達成するため、選出された者により構成される委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

（種類）

第２条　委員会の種類は、事業推進委員会と事業実施委員会とする。

２　事業推進委員会は、総務委員会、財務委員会及び広報委員会に分かれる。

３　事業実施委員会は、競技委員会、地区委員会及びレクリエーション委員会に分かれる。

（構成及び所管事項）

第３条　各委員会の構成及び所管事項は別表のとおりとする。

第４条　各委員会に、委員長１名及び副委員長１名を置く。

第５条　委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

２　委員長は委員会を代表し、委員会の会務を掌理する。

３　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けた場合に、その職務を代行する。

（任期）

第６条　委員(及び役員)の任期は理事の任期に準ずる。ただし再任を妨げない。なお、事業実施委員が所属団体の都合により任期中に交代する場合は、この限りでない。

（会議）

第７条　委員会は委員長が召集してその議長となる。

２　委員会は、委員総数の２分の１以上が出席しなければ開会することができない。

３　事業実施委員会の委員が委員会に出席できないときは、代理を認め、その代理人に議決権を委任することができる。この場合、委員は出席したものとみなす。事業推進委員会は、代理は認めない。

４　委員会の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを

決定する。

（専決事項）

第８条　緊急を要するため、委員会に討議することが困難なときは、委員長がこれを決定することができる。

２　前項の場合、委員長は次回の委員会に報告して承認を得なければならない。

（規程の変更）

第９条　この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附　則

この規程は、平成５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

別表(第３条関係)

各委員会の構成及び所管事項（事業推進委員会）

所管事項 委員会	構成	所管事項
総務委員会	1　理事及び加盟団体又は学識経験者等の中から理事会で推薦された者　若干名	1　事業の総合企画・立案に関すること。 2　予算及び決算に関すること。 3　理事会及び評議員会へ上程する議案等に関すること。 4　本協会の運営に必要な要綱及び要領等(定款及び規程等は除く)の制定・改廃に関すること。 5　加盟団体及び育成団体に関すること。 6　その他、他の委員会に属さない事項
財務委員会	1　理事及び加盟団体又は学識経験者等の中から理事会で推薦された者　若干名	1　基本財産の管理及び拡大に関すること。 2　財源確保のための調査、研究に関すること。 3　賛助会費、寄付金等の拡大に関すること。 4　その他財務に関すること。
広報委員会	1　理事及び加盟団体又は学識経験者等の中から理事会で推薦された者　若干名	1　広報技術の研究及び改善に関すること。 2　事業の広報・広聴に関すること。 3　情報誌及び会報等に関すること。 4　体育振興に関する資料収集等に関すること。 5　その他広報全般に関すること

各委員会の構成及び所管事項（事業実施委員会）

所管事項 委員会	構成	所管事項
競技委員会	1　加盟競技団体から選出された者　各団体から１名 2　理事会が推薦した者　若干名	1　競技力の向上及び競技普及に関すること。 2　各種競技大会に関すること。 3　コーチ、トレーナーに関すること。 4　事業推進委員会に提案する事 5　他の委員会との連絡調整に関する事項 6　その他、競技委員会に関する必要な事項
地区委員会	1　加盟地区体育振興会から選出された者　各団体から１名 2　理事会が推薦した者　若干名	1　地区体育振興会の運営に関すること。 2　各種大会、行事の連絡調整に関すること。 3　競技力及びレクリエーションの普及・向上に関すること。 4　事業推進委員会に提案する事項 5　他の委員会との連絡調整に関すること。 6　その他、地区委員会に関する必要な事項
レクリエーション委員会	1　加盟レクリエーション団体から選出された者　各団体から　１名 2　理事会が推薦した者　若干名	1　レクリエーションの普及向上に関すること。 2　各種レクリエーション大会に関すること。 3　レクリエーション指導者の派遣に関すること。 4　事業推進委員会に提案する事項 5　他の委員会との連絡調整に関する事項 6　その他、レクリエーション委員会に関する必要な事項

公益財団法人小田原市体育協会加盟団体規程

制定　　平成２４年１１月１日

（目　的）

第１条　この規程は、公益財団法人小田原市体育協会（以下「この法人」という。）の加盟団体に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（加盟団体）

第２条　加盟団体は、この法人の目的に賛同する団体で、理事会で承認された小田原市内のスポーツ団体等とする。

２　加盟団体は、年度の初めに事業計画、予算書、役員名簿、事務連絡場所等を提出しなければならない。事業年度終了後１ヶ月以内に事業報告、決算書を提出しなければならない。

（加盟団体の要件）

第３条　加盟団体は、次の各号の一に該当するものとする。

（１）市内各地区に居住する市民を統轄する地区体育団体であること。

（２）同一種目で組織し、市内を統轄する唯一のアマチュア団体であること。

（加盟手続）

第４条　新規に加盟する団体は、その代表者が次の書類を会長に提出しなければならない。

（１）加盟申請書

（２）事務所所在地

（３）規約

（４）所属加盟団体の組織一覧表

（５）役員名簿

（６）当該年度事業計画及び予算書

（７）前年度事業報告及び決算書

（会　費）

第５条　加盟団体は、当該年度内までに会費を納付しなければならない。

２　前項に定める会費の額は、理事会で定める。

（会費の使途）

第６条　第５条の会費は、毎事業年度における合計額の 50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

（除　名）

第７条　加盟団体がこの法人の加盟団体として不適当と認められるに至ったときは、理事会の議決を経てこれを除名することができる。

（脱　退）

第８条　加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を会長に提出し、理事会に承認を受けなければならない。

２　前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

（改　廃）

第９条　この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

（補　則）

第 10 条　この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附　則

この規程は、公益財団法人小田原市体育協会の設立の登記の日から施行する。

公益財団法人小田原市体育協会賛助会員規程

制定　　平成２４年１１月１日

（目　的）

第１条　この規程は、公益財団法人小田原市体育協会（以下「この法人」という。）定款第44条の規定に基づき、この法人の賛助会員について必要な事項を定めることを目的とする。

（賛助会員）

第２条　この法人の目的及び事業の主旨に賛同し、入会した法人及びその他の団体、個人を賛助会員とする。

（会　費）

第３条　会費は、次のとおりとし、当該年度分を所定の方法により納入するものとする。

（１）法人及びその他の団体　年額10,000円を１口とする。

（２）個人　年額5,000円を１口とする。

２　前項に規定する口数は、これを制限しないものとする。

（会員の特典）

第４条　賛助会員は次の特典を享受することができる。

（１）この法人が発行する情報誌等の配付を受けることができる。

（２）この法人の情報誌、ホームページ等に法人名、団体名及び個人名を掲載することができる。

（会費の使途）

第５条　第３条の会費は、毎事業年度における合計額の50％以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

（除　名）

第６条　この法人は、賛助会員が違法行為又は著しく道義にもとる行為をする等賛助会員として相応しくないと認められるときは、理事会の決議により当該賛助会員を除名することができる。

２　賛助会員の除名を審議する理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（退　会）

第７条　賛助会員は、いつでも退会通知をこの法人に提出することにより、退会することができる。

２ 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

（改　廃）

第８条　この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

（補　則）

第９条　この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附　則

１　この規程は、公益財団法人小田原市体育協会の設立の登記の日から施行する。

２　財団法人小田原市体育協会賛助会員規程及び賛助会費運用規程（平成５年４月１日施行）は、廃止する。

公益財団法人小田原市体育協会表彰に関する要綱（ｳ）

制定　　平成　９年　１月２３日
改正　　平成１９年　４月　１日（ア）
改正　　平成２３年　４月　１日（イ）
改正　　平成２５年　４月　１日（ウ）
改正　　令和　６年　４月　１日（エ）
改正　　令和　８年　４月　１日（オ）

（趣旨）

第１条　この要綱は、公益財団法人小田原市体育協会（以下「この法人」という。）の文化及び体育の振興に顕著な成果を上げ、この法人の発展に著しく貢献した個人及び団体等の功績と栄誉を称え、また、著名な大会等で優秀な成績を収めた者に対して行う表彰に関し必要な事項を定めるものとする。（ｳ）

（表彰の種類）

第２条　表彰の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に該当するものに対して、会長がこれを表彰する。

（１）感謝状

永年にわたりこの法人の役員又は加盟団体の長の職にあって退任した者（ｳ）

（２）功労者表彰

ア　永年にわたりこの法人の発展に顕著な功績のあった者（ｳ）

イ　体育・スポーツの指導者として、優秀な選手又はチームを指導・育成した者

（３）特別功労者表彰

永年にわたりこの法人の役員又は加盟団体の長として顕著な功績のあった者が、在任中に死亡した場合（ｳ）

（４）優秀選手表彰

著名な大会等で優秀な成績を収めた選手又はチーム

（５）体育奨励表彰

文化及び社会体育活動等の著名な大会等で優秀な成績を収めた者

（６）その他会長がこの法人の振興発展に顕著な功績があったと認める者（ｳ）

２　前項各号の表彰の基準及び候補者の推薦については、別に定める。

（表彰の方法）

第３条　前条第１項第１号の該当者には、感謝状及び記念品を贈る。

２　前条第１項第２号から第４号及び第６号の該当者には、表彰状及び記念品を贈る。

３　前条第１項第５号の該当者には、賞状及び記念品を贈る。

４　前条第１項各号の規定による表彰を受けるべき者が、表彰日前に死亡した場合は、これを追彰する。

（選考の方法）

第４条　被表彰者は、各加盟団体等から推薦された者、及び会長が推薦した者を表彰選考委員会で決定する。

２　前項の表彰選考委員会の委員は、この法人の理事及び総務委員の中から会長が指名し、その定数は１０名以内とする。（ウ）

３　表彰選考委員会の委員長は、委員の互選による。

（表彰の時期）

第５条　表彰の時期は、特別な場合を除き小田原市民総合体育大会にこれを行う。

（イ）（オ）

（委任）

第６条　この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

１　この要綱は、平成９年１月２３日から施行する。

２　財団法人小田原市体育協会表彰要綱（平成６年４月１日施行）は、廃止する。

附　則

１　この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。（ア）

附　則

１　この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。（イ）

附　則

1　この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。（ｳ）

附　則

1　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。（ｴ）

公益財団法人小田原市体育協会表彰基準及び推薦等に関する要領（ウ）

制定　　平成　９年　１月２３日
改正　　平成１９年　４月　１日（ア）
改正　　平成２３年　４月　１日（イ）
改正　　平成２５年　４月　１日（ウ）
改正　　令和　６年　４月　１日（エ）
改正　　令和　８年　４月　１日（オ）

（趣旨）

第１条　この要領は、公益財団法人小田原市体育協会表彰に関する要綱（平成９年１月２３日施行。以下「表彰要綱」という。）第７条の規定に基づき、表彰の基準及び候補者の推薦等に関して必要な事項を定めるものとする。（ウ）

（表彰の基準）

第２条　表彰の基準は、次のとおりとする。

（１）　表彰要綱第２条第１項第１号に規定する感謝状受賞候補者

次のいずれかに該当するもので、３期６年以上にわたりその職にあって退任した者

ア　この法人役員の職（以下「理事、監事、事業推進委員の役職」をいう。）にあった者（ウ）

イ　加盟団体の長の職にあった者

ウ　この法人役員及び加盟団体の長の職を通算して６年以上あった者（ウ）

（２）表彰要綱第２条第１項第２号アに規定する功労者表彰候補者

ア　候補対象者の範囲

次のいずれかに該当するもの

（ア）加盟団体

（イ）加盟団体所属の個人

（ウ）加盟団体以外の団体（小田原市内に所在する事業所又は団体等）

（エ）加盟団体以外の個人（小田原市民に限る）（ア）

イ　候補対象者の要件

次のいずれかに該当する場合

（ア）年齢が満５５歳以上で加盟団体の要職（以下「会長、副会長、理事長、理事、会計及び監事等の役職」をいう。ただし、その役職

が当該団体の名誉的な顧問又は地位にあるものを除く。)を２０年以上経験し、現在も引き続き加盟団体において体育・文化の普及、発展に努めていると認められる者

（イ）２０年以上(選手であった期間を除く。)にわたり、かつ、現在も引き続き､体育･スポーツ又は文化の普及振興(事業活動の企画、運営又は実践的に選手等の技術向上或いは審判員等の指導育成)のため、率先垂範してその活動にあたり、その功績が顕著であると認められる者

（ウ）２０年以上にわたり、かつ、現在も引き続き文化又は体育に関する調査、研究の功績が顕著であると認められる者

（エ）この法人のスポーツ医科学振興のため、その功績が顕著であると認められる者（ｳ）

（オ）加盟団体又はこの法人に関係ある団体等で、この法人の振興、普及活動等の功績が顕著であると認められる者（ｳ）

（３）　表彰要綱第２条第１項第２号イに規定する功労表彰候補者

ア　候補対象者の範囲

次のいずれかに該当するもの

（ア）加盟団体所属の個人

（イ）加盟団体以外の個人（小田原市民に限る）（ｱ）

イ　候補対象者の要件

次のいずれかに該当する場合

（ア）要綱第２条第１項第４号に規定する優秀選手を直接指導した者で、その功績が顕著であると認められる者

（イ）次の(５)に規定する大会で、当該成績を収めた代表選手団の監督若しくはコーチとしての功績が顕著であると認められる者

（４）　表彰要綱第２条第１項第３号に規定する特別功労者表彰候補者

この法人の役員又は加盟団体の長として功績があると認められる者で、在任中に死亡した場合で、次に掲げるものとする。（ｳ）

ア　この法人役員を５年以上在職した者で、在任中死亡した者（ｳ）

イ　この法人役員又は加盟団体の長を通算して、５年以上在職した者で在任中死亡した者（ｳ）

（５）　表彰要綱第２条第１項第４号に規定する優秀選手表彰候補者

ア　候補対象者の範囲

次のいずれかに該当するもの

（ア）加盟団体所属の個人

（イ）加盟団体

（ウ）加盟団体以外の個人（小田原市民に限る）（ア）

（エ）加盟団体以外の団体又はチーム（小田原市内に所在する事業所に勤務する者で構成したチーム又は小田原市内に所在する学校教育法に基づく学校等の学生等で構成したチーム）

イ　候補対象者の要件

次のいずれかに該当する場合

（ア）オリンピック大会又は世界選手権大会において入賞した者

（イ）１０カ国以上の国際競技大会において入賞した者

（ウ）全日本総合選手権大会において入賞した者

（エ）次のいずれかの競技大会又は選手権大会において優秀な成績を収めた者

ａ　国民体育大会において入賞した者

ｂ　全日本実業団、全日本社会人、全日本大学選手権大会、全日本高等学校大会及び全日本中学校大会等において入賞した者

（オ）その他著名な全国大会等で地方予選大会を経て、神奈川県代表として出場した大会において入賞した者

（カ）前記（エ）ｂの大会で、ベストメンバーに選ばれた者又は最優秀選手に選ばれた者

（キ）その他、会長が優秀選手として功績があったと認められる者

（ク）前記（ア）から（カ）までの規定にかかわらず、世界記録又は日本記録を更新した者又は当該大会記録を更新した者

（６）　表彰要綱第２条第１項第５号に規定する体育奨励表彰候補者

ア　候補対象者の範囲

次のいずれかに該当するもの

（ア）加盟団体

（イ）加盟団体所属の個人

イ　候補対象者の要件

文化及び社会体育活動等の著名な大会等で、地方予選大会等を経て優秀な成績を収めたもので、次のいずれかに該当する場合

（ア）国民体育大会等の著名な競技大会（第１項第５号イ（ア）から（エ）までの規定による大会に準ずる大会）の公開競技大会等で優勝した者

（イ）スポーツ・レクリエーション的な大会又はニュースポーツ大会等で世界選手権大会、アジア選手権大会又は全日本選手権大会等

で優勝し、この法人の名誉に著しく貢献のあったものと認められる者（ウ）

２　前項各号に規定する期間の計算については、小田原市体育協会、小田原市体育連盟、小田原市レクリエーション連盟、小田原市地区体育振興会連絡協議会、財団法人小田原市体育協会及び公益財団法人小田原市体育協会におけるそれぞれの期間を通算するものとする。（ウ）

３　第１項第１号、第２号及び第４号に規定する職にある者が、表彰を受ける年限に達しないで死亡した場合、その在任中に特に功績のあったものと認められるものは、表彰候補者とすることができる。

４　第１項第３号、第５号及び第６号に規定する表彰候補者の表彰候補対象期間は、表彰年度の前年１１月１日から当該年の１０月３１日までの間に、それぞれの要件を充たしたものとする。ただし、第１項第３号から第６号までに規定するもので、これによることが不都合な場合にあっては、この限りでない。

（推薦基準日）

第３条　前条の規定による表彰候補者は、当該年の３月３１日を推薦基準日とする。ただし、これによることが不都合な場合にあっては、前条第４項のただし書きを準用する。（オ）

（推薦書の提出等）

第４条　この法人の加盟団体の長又はその他の関係者等は、表彰要綱第２条に規定する表彰候補者がある場合、別紙様式により指定期日までに会長に提出しなければならない。ただし、第２条第５項による祝い金にあっては、これによらないことができる。（ウ）

（表彰の方法）

第５条　表彰要綱第３条各項に規定する記念品は、当該功績内容の賞状を楯に印刷したものをもってこれに替えることができる。

（適用除外）

第６条　適用除外は次の通りとする

（１）　第２条第１項第１号及び第２号の規定による表彰基準に該当するもので、体育功労等に関する功績により国、神奈川県及び小田原市等の行政機関若しくは小田原市体育協会、小田原市体育連盟、小田原市レクリ

エーション連盟、小田原市地区体育振興会連絡協議会、財団法人小田原市体育協会及び公益財団法人小田原市体育協会から同趣旨の表彰を既に受けたものは、これを適用しない。(ウ)

（２） 第２条第１項各号の規定による表彰基準に該当するものであっても、その他の事由により、表彰することが不適当と認められるものは、これを適用しない。(エ)

附　則

１　この要領は、平成９年１月２３日から施行する。

附　則

１　この要領は、平成１９年４月１日から施行する。（ア）

附　則

１　この要領は、平成２３年４月１日から施行する。（イ）

２　平成２３年度においては、表彰要綱第２条第１項第１号から第６号に規定する表彰候補者の表彰候補対象期間を、表彰要領第２条第４項の規定に関わらず、前年の６月１日から当該年の１０月３１日とする。

附　則

１　この要領は、平成２５年４月１日から施行する。（ウ）

附　則

１　この要領は、令和６年４月１日から施行する。（エ）

附　則

１　この要領は、令和８年４月１日から施行する。（オ）

２　令和８年度においては、表彰要綱第２条第１項第４号及び第５号に規定する表彰候補者の表彰候補対象期間を、表彰要領第２条第４項の規定に関わらず、前年の１１月１日から当該年の３月３１日とする。

小田原市スポーツ少年団規程

制定　平成５年４月　１日
改正　令和２年３月２４日

（総　則）
第１条　　この規程は、小田原市スポーツ少年団（以下「少年団」という。）に関することを定める。
第２条　　少年団は、小田原市内のスポーツ少年団によって構成し、それを代表とする組織体とする。
（目　的）
第３条　　少年団は、小田原市内のスポーツ少年団を統轄し、スポーツ少年団の育成・指導にあたり、スポーツ活動を通じて青少年の健全育成を図ることを目的とする。
（事　業）
第４条　　少年団は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
（１）スポーツ少年団の結成促進及び育成
（２）スポーツ少年団の登録
（３）スポーツ少年団の指導者、リーダー及び体力テスト判定員の養成と活用
（４）スポーツ少年団及び指導者の顕彰
（５）スポーツ少年団交流事業の実施
（６）日本及び神奈川県スポーツ少年団の主催する交流行事の参加協力
（７）関係団体との連携
（８）その他目的を達成するための事業
（登　録）
第５条　　少年団への加入は、日本スポーツ少年団登録規定及び施行細則により行うものとする。
（組　織）
第６条　　少年団は、前条により登録を行った団員、指導者及び少年団が特に認めた者をもって組織する。
（役　員）
第７条　　少年団に、次の役員を置く。
（１）本 部 長　　１名
（２）副本部長　　若干名
（３）常任委員　　各単位団の選出者及び少年団が特に認めた者
（４）委　　員　　各単位団代表者及び少年団が特に認めた者
（５）監　　事　　２名
２　　本部長、副本部長、常任委員、監事は委員会において選出する。
３　　本部長は、本部を代表し、会務を統轄する。

4　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、本部長が予め指名した順序により、副本部長がその職務を代理し又はその職務を行う。

5　常任委員は、本部長を助けて常務の執行にあたる。

6　監事は、少年団の事業及び会計を監査する。

7　役員の任期は２年とし、再任を妨げない。

8　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の任期は、現任者の残任期間とする。

9　役員は辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（会　議）

第８条　少年団の会議は、委員会、常任委員会、専門部会とする。

（委員会）

第９条　委員会は、本部長、副本部長、常任委員、監事、委員及び少年団への個人登録指導者をもって構成する。

2　委員会は、少年団の事業計画、予算、事業報告、決算その他業務に関する重要事項で、本部長の付議した事項を議決する。

3　委員会は、必要に応じて、本部長が招集し、その議長となる。

4　前項のほか、常任委員会が必要と認めたとき、又は委員会を構成する者の３分の１以上から会議の目的を示して請求があったときは、本部長は２週間以内に委員会を招集しなければならない。

5　委員会は、構成員の２分の１以上が出席しなければ開会することができない。但し、同一事項について再度招集したときは、この限りでない。

6　構成員が委員会に出席できない場合は、議決権を他の構成員又はその所属する団体及び関係機関の役員に委任することができる。この場合、委任した構成員は出席したものとみなす。

7　委員会の議事は出席した構成員の過半数をもって決め、可否同数のときは議長がこれを決める。

（常任委員会）

第 10 条　常任委員会は、本部長、副本部長及び常任委員をもって構成する。

2　常任委員会は、本部長が招集し、その議長となる。

3　常任委員会は、次の事項について審議し決議する。

（１）委員会に付議すべき事項の原案に関すること

（２）委員会を招集するいとまがない緊急事項に関すること

（３）委員会で付託された事項に関すること

（４）専門部会への付託に関すること

（５）その他本部長が必要と認める事項に関すること

４　常任委員会は、前項第２号に掲げる事項を審議し決議したときは、次の委員会にこれを報告し、その同意を得なければならない。

５　前条第５項から７項までは、常任委員会についても準用する。

（専門部会）

第 11 条　少年団に、次の専門部会を置く。

（１）総務・広報部会

（２）活動部会

（３）育成指導部会

（４）指導者専門委員会

２　前項のほか、常任委員会の議決を経て、必要な専門部会を設けることができる。

３　専門部会は専門事項について調査研究を行うとともに、事業を実施する。

４　専門部会について必要な事項は、常任委員会の議決を経て別に定める。

（指導者協議会）

第 12 条　少年団に指導者の資質、指導力の向上のため指導者協議会を置くことができる。

２　指導者協議会について必要な事項は、常任委員会の議決を経て別に定める。

（事務局）

第 13 条　少年団の事務を処理するため事務局を置く。

２　事務局員は、本部長の命を受け、事務局の事務を執行する。

（会　計）

第 14 条　少年団の経費は、次に掲げるものをもってこれに充てる。

（１）登録料

（２）補助金

（３）寄付金

（４）その他の収入

２　本部の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌３月３１日に終わる。

（規程の改廃）

第 15 条　この規程は、委員会及び常任委員会において３分の２以上の承認を得たのち、改廃することができる。

（補　則）

第 16 条　この規程に定めるもののほか、少年団の運営に関し、必要な事項は本部長が別に定める。

附　則

この規程は、平成５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

公益財団法人小田原市体育協会会報　第３３号

発行日　　令　和　８　年　７　月
発　行　　（公財）小田原市体育協会
事務局　　小田原市中曽根２６３
　　電話　３８－３３１０
　　FAX　３８－１２０２
E-mail odawara-taikyo@a-net.email.ne.jp
URL https://www.odawara-taikyo.or.jp